

昭和二十五年法律第二百一十一号

地方交付税法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合の額並びに地方法人税の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるといふに国が交付する税をいう。
- 二 地方団体 都道府県及び市町村をいう。
- 三 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十一条の規定により算定した額をいう。
- 四 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。
- 五 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するため用いるものをいう。
- 六 単位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当たりの費用(当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定を適用した後の測定単位の単位当たりの費用)で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乗ずべきものをいう。

第三条 総務大臣は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税(以下「交付

税」という。)の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることを旨として交付しなければならない。

2 国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその使途を制限してはならない。

3 地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容を備えるようにしなければならない。

4 総務大臣の権限と責任

第四条 総務大臣は、この法律を実施するため、次に掲げる権限と責任とを有する。

- 一 毎年度分として交付すべき交付税の総額を見積もること。
- 二 各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、及びこれを交付すること。
- 三 第十条、第十五条、第十九条又は第二十条の二に規定する場合において、各地方団体に對する交付税の額を変更し、減額し、又は返還させること。
- 四 第十八条に定める地方団体の審査の申立てを受け、これに対する決定をすること。
- 五 第十九条第七項(第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)に定める異議の申出を受け、これに対する決定をすること。
- 六 第二十条に定める意見の聴取を行うこと。
- 七 交付税の総額の見積り及び各地方団体に交付すべき交付税の額の算定のために必要な資料を収集し、及び整備すること。
- 八 収集した資料に基づき、常に地方財政の状況を把握し、交付税制度の運用について改善を図ること。
- 九 前各号に定めるもののほか、この法律に定める事項

第五条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を総務大臣に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政

収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を都道府県知事に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

4 基準財政需要額の中に含まれる経費に係る地方行政に關係がある国の行政機関(内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項の機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三条第二項の機関をいう。以下「關係行政機関」という。)は、総務大臣が要求した場合においては、その所管に係る行政に關し、総務大臣の要求に係る交付税の総額の算定又は交付に關し必要な資料を総務大臣に提出しなければならない。

第六条 (交付税の総額)

第六條 所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入額の百分の五十、消費税の収入額をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十、消費税の収入見込額の百分の十九・五並びに地方法人税の収入見込額に相當する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

第七条 (交付税の種類等)

第六條の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第二項の額の百分の九十四に相當する額とする。

3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の額の百分の六に相當する額とする。

第六條の三 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる

場合においては、当該超過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六條第一項に定める率の変更を行うものとする。

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

- イ 各税目ごとの課税標準額、税率、測定見込額及び徴収見込額
- ロ 使用料及び手数料
- ハ 起債額
- ニ 国庫支出金
- ホ 雑収入

二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

- イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
- ロ 国庫支出金に基く経費の総額
- ハ 地方債の利子及び元金償還金

第八条 各地方団体に対する交付税の額は、毎年度四月一日現在により、算定する。

第九条 (廃置分合又は境界変更の場合の交付税の措置)

第九條 前条の期日後において、地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該地方団体に対する交付税の措置については、左の各号の定めるところによる。

- 一 廃置分合に因り一の地方団体の区域がそのまま他の地方団体の区域となつたときは、当該廃置分合の期日後は、当該廃置分合前の地方団体に対して交付すべきであった交付税の額は、当該地方団体の区域が新たに属することとなつた地方団体に交付する。
- 二 廃置分合に因り一の地方団体の区域が分割されたとき、又は境界変更があつたときは、当該廃置分合又は境界変更の期日後は、当該廃置分合又は境界変更前の地方団体に対し交付すべきであった交付税の額は、総務省令で定めるところにより、廃置分合若しくは境界

当該地方団体の財源不足額—当該地方団体の基準財政需要額×

財源不足額の合算額—普通交付税の総額

基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の基準財政需要額の合算額

変更に係る区域又は境界変更に係る区域を除いた当該地方団体の区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に對し交付すべきであった交付税の額にあん分し、当該あん分した額を廃置分合若しくは境界変更に係る区域が属することとなった地方団体又は境界変更に係る区域が属していた地方団体に對し、それぞれ交付する。

(普通交付税の額の算定)

第十条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に對して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（以下本項中「財源不足額」という。）とする。ただし、各地方団体に對して算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

3 総務大臣は、前二項の規定により交付すべき普通交付税の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。但し、交付税の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、九月一日以後において、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更することができる。

4 総務大臣は、前項の規定により普通交付税の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

5 第三項ただし書の規定により一部の地方団体について既に決定した普通交付税の額を変更した場合においては、それがために他の地方団体について既に決定している普通交付税の額を変更することはしないものとする。

6 当該年度分として交付すべき普通交付税の総額は、第二項但書の規定により算定した各地方団体に對して交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額を減額してこれに充てるものとする。

(基準財政需要額の算定方法)

第十一条 基準財政需要額は、測定単位の数値を第十三条の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

地方団体の種類	測定単位
府	警察職員数
一 警察費	警察職員数
二 土木費	道路橋道路の面積
1 道路橋道路の延長	道路の延長
2 河川費	河川の延長
3 港湾費	港湾における係留施設の延長 港湾における外郭施設の延長

1 生活保町村部人口	漁港における係留施設の延長
2 社会福人口	漁港における外郭施設の延長
3 衛生費人口	その他人口
4 高齢者六十五歳以上人口	4 その他人口
5 労働費人口	漁港における係留施設の延長
6 産業経人口	漁港における外郭施設の延長
7 農業行農家数	漁港における係留施設の延長
8 林野行公有以外の林野の面積	漁港における外郭施設の延長
9 水産行水産業者数	漁港における係留施設の延長
10 商工人口	漁港における外郭施設の延長
11 総務費世帯数	漁港における係留施設の延長
12 徴税費恩給受給権者数	漁港における外郭施設の延長
13 地域振人口	漁港における係留施設の延長
14 興費	漁港における外郭施設の延長

八 補正予算償還費	七 災害復旧費
九 地方税の減収補填のため平成十三年度から令和二年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	災害復旧事業費の財源に充てられるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたもの）に照らして同意をすることとなることと認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあっては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。）
十 財源対策償還費	平成十四年度及び平成十六年度から令和二年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
十一 財源対策償還費	平成十三年度から令和二年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

十一	減税個人の道府県民税に係る特別補填償還減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十三年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	十二	臨時財政対策のため平成十三年度から令和二年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	十三	東日平成二十三年から令和二年度までの各年度において東日国緊急防災本大震災全国緊急防災施策等施策等償還に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	十四	国土令和元年度及び令和二年度に強靱化施策において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	一	消防費	二	土木費	一	道路橋道路の面積	二	道路の延長	三	港湾における係留施設の延長	四	港湾における外郭施設の延長	五	漁港における係留施設の延長	六	漁港における外郭施設の延長	三	都市計都市計画区域における人口	四	公園費	五	下水道人口	六	その他人口	七	その他人口	八	小学校児童数	九	学校数
----	---	----	---	----	--	----	---	---	-----	---	-----	---	----------	---	-------	---	---------------	---	---------------	---	---------------	---	---------------	---	-----------------	---	-----	---	-------	---	-------	---	-------	---	--------	---	-----

二	中学校生徒数	三	高等学校教職員数	四	その他人口	一	厚生費	二	生活保市部人口	三	社会福人口	四	保健衛人口	五	生費	六	高年齢者六十五歳以上人口	七	保健福祉費七十五歳以上人口	八	清掃費人口	九	産業経人口	一〇	農業行農家数	一一	林野水林業及び水産業の従業者数	一二	商工行人口	一三	総務費	一四	徴税費世帯数	一五	戸籍住戸籍数	一六	民基本台帳世帯数	一七	地域振人口	一八	災害復面積	一九	旧費	二〇	八	辺地対辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	二一	九	補正予算債償還費	二二	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に
---	--------	---	----------	---	-------	---	-----	---	---------	---	-------	---	-------	---	----	---	--------------	---	---------------	---	-------	---	-------	----	--------	----	-----------------	----	-------	----	-----	----	--------	----	--------	----	----------	----	-------	----	-------	----	----	----	---	---	----	---	----------	----	---

一	地方債の償還	二	地方債の償還	三	地方債の償還	四	地方債の償還	五	地方債の償還	六	地方債の償還	七	地方債の償還	八	地方債の償還	九	地方債の償還	一〇	地方債の償還	一一	地方債の償還	一二	地方債の償還	一三	地方債の償還	一四	地方債の償還	一五	地方債の償還	一六	地方債の償還	一七	地方債の償還	一八	地方債の償還	一九	地方債の償還	二〇	地方債の償還	二一	地方債の償還	二二	地方債の償還	二三	地方債の償還	二四	地方債の償還	二五	地方債の償還	二六	地方債の償還	二七	地方債の償還	二八	地方債の償還	二九	地方債の償還	三〇	地方債の償還	三一	地方債の償還	三二	地方債の償還	三三	地方債の償還	三四	地方債の償還	三五	地方債の償還	三六	地方債の償還	三七	地方債の償還	三八	地方債の償還	三九	地方債の償還	四〇	地方債の償還	四一	地方債の償還	四二	地方債の償還	四三	地方債の償還	四四	地方債の償還	四五	地方債の償還	四六	地方債の償還	四七	地方債の償還	四八	地方債の償還	四九	地方債の償還	五〇	地方債の償還	五一	地方債の償還	五二	地方債の償還	五三	地方債の償還	五四	地方債の償還	五五	地方債の償還	五六	地方債の償還	五七	地方債の償還	五八	地方債の償還	五九	地方債の償還	六〇	地方債の償還	六一	地方債の償還	六二	地方債の償還	六三	地方債の償還	六四	地方債の償還	六五	地方債の償還	六六	地方債の償還	六七	地方債の償還	六八	地方債の償還	六九	地方債の償還	七〇	地方債の償還	七一	地方債の償還	七二	地方債の償還	七三	地方債の償還	七四	地方債の償還	七五	地方債の償還	七六	地方債の償還	七七	地方債の償還	七八	地方債の償還	七九	地方債の償還	八〇	地方債の償還	八一	地方債の償還	八二	地方債の償還	八三	地方債の償還	八四	地方債の償還	八五	地方債の償還	八六	地方債の償還	八七	地方債の償還	八八	地方債の償還	八九	地方債の償還	九〇	地方債の償還	九一	地方債の償還	九二	地方債の償還	九三	地方債の償還	九四	地方債の償還	九五	地方債の償還	九六	地方債の償還	九七	地方債の償還	九八	地方債の償還	九九	地方債の償還	一〇〇	地方債の償還
---	--------	---	--------	---	--------	---	--------	---	--------	---	--------	---	--------	---	--------	---	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	-----	--------

一	測定単位測定単位の数値の算定の基礎の種類	二	面積	三	職員数	四	道路の面積	五	道路の延長	六	河川の延長	七	港湾	八	台帳	九	台帳	一〇	台帳	一一	台帳	一二	台帳	一三	台帳	一四	台帳	一五	台帳	一六	台帳	一七	台帳	一八	台帳	一九	台帳	二〇	台帳	二一	台帳	二二	台帳	二三	台帳	二四	台帳	二五	台帳	二六	台帳	二七	台帳	二八	台帳	二九	台帳	三〇	台帳	三一	台帳	三二	台帳	三三	台帳	三四	台帳	三五	台帳	三六	台帳	三七	台帳	三八	台帳	三九	台帳	四〇	台帳	四一	台帳	四二	台帳	四三	台帳	四四	台帳	四五	台帳	四六	台帳	四七	台帳	四八	台帳	四九	台帳	五〇	台帳	五一	台帳	五二	台帳	五三	台帳	五四	台帳	五五	台帳	五六	台帳	五七	台帳	五八	台帳	五九	台帳	六〇	台帳	六一	台帳	六二	台帳	六三	台帳	六四	台帳	六五	台帳	六六	台帳	六七	台帳	六八	台帳	六九	台帳	七〇	台帳	七一	台帳	七二	台帳	七三	台帳	七四	台帳	七五	台帳	七六	台帳	七七	台帳	七八	台帳	七九	台帳	八〇	台帳	八一	台帳	八二	台帳	八三	台帳	八四	台帳	八五	台帳	八六	台帳	八七	台帳	八八	台帳	八九	台帳	九〇	台帳	九一	台帳	九二	台帳	九三	台帳	九四	台帳	九五	台帳	九六	台帳	九七	台帳	九八	台帳	九九	台帳	一〇〇	台帳
---	----------------------	---	----	---	-----	---	-------	---	-------	---	-------	---	----	---	----	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----

<p>係留施設当該地方団体が経費を負担する港湾の延長</p> <p>八 港湾湾台帳に記載されている外郭施設における(港湾法第二条第五項第九号の二)に外郭施設掲げる廃棄物処理施設のうち廃棄物埋立護岸を含む。)の延長で当該地方団体が経費を負担する港湾に係るもの</p>	<p>九 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第一〇三号)第三十六条の二第一項に於ける漁港台帳(以下「漁港台帳」という。)に記載されている係留施設(以下「係留施設」という。)の延長で当該地方団体が経費を負担する漁港に係るもの</p>	<p>十 漁港漁場台帳に記載されている外郭施設における延長で当該地方団体が経費を負担する外郭施設する漁港に係るもの</p> <p>十一 都府県最近の国勢調査の結果による当該地方計画区域の人口で都市計画法(昭和四十二年法律第九号)第四十二条第二項の人口</p>	<p>十二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十七号)第十九条第一項に規定する都市公園の面積</p> <p>十三 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。次号から第十六号までにおいて同じ。)の教職員に係る当該道府県の定数</p>	<p>十四 小最近の統計法(平成十九年法律第五十八号)第二十条第六項に規定する基幹統計調査(以下「基幹統計調査」という。)で学校に係るもの(以下「学校基本調査」という。)の結果による当該市町村立の小学校に在学する学齢児童の数</p>	<p>十五 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の小学校の学級数</p> <p>十六 小最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の数</p> <p>十七 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに当該道府県立の中学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び夜間その他特別の時間において主として学齢を超過した者に対して指導を行うための教育課程を実施するものに限る。)及び中等教育学校の前期課程の教職員に係る当該道府県の定数</p> <p>十八 中最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。次号及び第二十号において同じ。)に在学する学齢生徒の数</p> <p>十九 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の中学校の学級数</p> <p>二十 中最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数</p> <p>二十一 道府県に於ては公立高等学校の適人の教職員正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十三年法律第八十八号)の規定により算定した当該道府県立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。)の教職員定数(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)以外の当該道府県の区域内の</p>
<p>市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数を含む。)、市町村に於ては公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の規定により算定した当該市町村立の高等学校の教職員定数(指定都市以外の市町村に於ては、当該市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、助教諭、指導教諭、助教諭及び講師の数を除く。)</p>	<p>二十二 最近の学校基本調査の結果による当該地方団体の立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の全日制の課程又は定時制の課程に在学する生徒の数</p>	<p>二十三 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の公立の特別支援学校の小、学部及び中学校の教職員に係る当該道府県の定数並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に規定する教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の公立の特別支援学校の高等部の教職員に係る当該道府県の定数</p>	<p>二十四 公立義務教育諸学校の学級編制及び特別支援教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該道府県立の特別支援学校の小、学部及び中学校の学級数並びに最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の特別支援学校の高等部の学級数</p>	<p>二十五 最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の高等専門学校(当該道府県及び府県が地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第六十三条に規定する設立団体である同法第六十八号第一項の公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。)及び短期大学の学科及び専攻科並びに大学(当該道府県が同法第六十三条に</p>	<p>二十六 最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の私立の幼稚園の幼(子ども)子育て支援法(平成二十年法律第六十五号)第二十七条第一項の確認を受けたものを除く。)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する幼児、児童及び生徒の数</p>
<p>規定する設立団体である同法第六十八条第一項の公立大学法人の設置する大学を含む。)、の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数</p> <p>二十七 最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の幼稚園及び幼児保育型及び幼児連認定子ども園に在籍する小学校就学子ども園二十条第一項の認定に係る同法第十の小学校九条第一項に掲げるものに限る。就学前子(子ども)の数</p>	<p>二十八 官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該道府県の人口のうち町村(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所を設置する町村(次号において「福祉事務所設置町村」という。)を除く。)に係るもの</p>	<p>二十九 官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市(福祉事務所設置町村を含む。)の人口</p>	<p>三十 六最近の国勢調査の結果による当該地上人口</p> <p>三十一 最近の国勢調査の結果による当該地方団体の七十五歳以上の人口</p>	<p>三十二 最近の農業に係る基幹統計調査(以下「農林業センサス」という。)の結果による当該地方団体の農家(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する農地所有適格法人を含む。)の数</p>	<p>三十三 最近の農業に係る基幹統計調査(以下「農林業センサス」という。)の結果による当該地方団体の農家(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する農地所有適格法人を含む。)の数</p>

三十三	最近の農林業センサスの結果による公有以外当該道府県の林野（国有林野並びに林野の道府県及び分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第十条第一号に掲げる森林整備法人（以下「森林整備法人」という。）の所管する林野を除く。）の面積
三十四	最近の農林業センサスの結果による公有林野当該道府県の区域内の道府県及び森の面積 林整備法人の所管する林野の面積
三十五	最近の漁業に係る基幹統計調査の結水産業者果による当該道府県の水産業者数
三十六	最近の国勢調査の結果による当該市人林業及び町村の林業及び水産業の従業者数
三十七	当該市町村の戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第七條の規定により戸籍簿につづられた戸籍及び同法第二百九條第二項の規定により戸籍簿に蓄積された戸籍の数
三十八	最近の国勢調査の結果による当該市世帯数
三十九	恩給法（大正十二年法律第四十八号）を準用する法律の規定により当該年度の前年度において当該道府県から恩給を受ける権利を有する者及び当該道府県の退職年金に関する条例により当該年度の前年度において当該道府県から退職年金を受ける権利を有する者の数
四十	国庫の負担金を受けて施行し千害復旧事業災害復旧事業に係る経費又は国の業費の財行う災害復旧事業に係る負担金に充源に充ててため発行について同意又は許可るため発を得た地方債（平成二十三年度から行について令和二年までの各年度において発て同意又は行について同意又は許可を得た地方債に係る金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てため発行について同意又は許可

元利償還を得た地方債（平成二十二年から令和二年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（六）に掲げるものを除く。）	（二） 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年から令和二年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（六）に掲げるものを除く。）
（三） 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てため起こした地方債で総務大臣の指定するもの	（四） 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三條第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てため起こした地方債で総務大臣の指定するもの
（五） 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三條の規定により負担し、若しくは同法第五十三條の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四條第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充	（六） 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十三年法律第五十号）第二十四條第一項及び第二項に規定する地方債の当該年度における元利償還金

四十一	辺地に係る公共的施設の総合整備の千事業費の法律（昭和三十三年法律第八十八財源に充号）第六條に規定する地方債に係るため当該年度における元利償還金
四十二	国庫の負担金若しくは補助金を受け千平成四年の施行した事業に係る経費又は国等円度から平の行う事業に係る負担金に充てるた成十年年度平成四年度から平成十年までの各各年度において発行を許可された地年度にお方債で当該国庫の負担金若しくは補いて国の助金又は国等の行う事業が当該各年補正予算年度の国の補正予算により追加された等に係る歳出又は国の公共事業等予備費の使事業費の用に係るものうち総務大臣が指定財源に充するもの
四十三	国庫の負担金若しくは補助金を受け千平成十三の施行した事業に係る経費又は国等円年度、平の行う事業に係る負担金に充てるた成十四年め平成十三年度、平成十四年度及び成十六年各年度において発行について同意又度から令は許可を得た地方債で当該国庫の負和二年度負担金若しくは補助金又は国等の行うまでの各事業が当該各年度の国の補正予算にいて国の

補正予算等予備費の使用に係るものうち等に係る総務大臣が指定するもの	（一） 道府県にあつては道府県民税千地方税の法人税制及び利子割、法人の行うの減収補填の事業に對する事業税、地方法人特別減収補填のため、平成十三年度及び平成十四年度において特別に発行を度から令許可された地方債の額の百分の八十度までの各許可された地方債の額の百分の八十に相当する額並びに平成十五年度において特別に発行について同意又は許可を特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の法人税制、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一條の二十六の規定により市町村に對し交付するものとされる利子割に對し交付するもの（以下「利子割交付金」という。）及び同法第七十二條の七十六又は第七百三十四條第四項の規定により市町村に對し交付するものとされる法人の行う事業に對する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の減収補填のため平成十五年度から令和二年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額
（二） 道府県にあつては地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、地方税法第四百八十五條の十三第一項の規定により都道府県に對し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金（第十四條第一項及び第三項において「市町村たばこ税都道府県交付金」という。）、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の減収	

<p>減税等に 係る特別 規定による 個人の道府 県民税又は 市町村民税 に改正前の 地方税法附 則第三条の 四の</p>	<p>四十六 (1) 地方税法等の一部を改正する千円以下の道府県民税(平成六年法律第百一十一号。以下「地方税法」という。)第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の</p>	<p>補填のため令和二年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額、市町村にあっては市町村たばこ税、同法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金(第十四条第一項及び第三項において「地方消費税交付金」という。)、同法第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金(第十四条第一項及び第三項において「ゴルフ場利用税交付金」という。)、同法第百四十四条の六十第一項の規定により道路法第七条第三項に規定する指定市(第十四条第一項において「指定市」という。))に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金(第十四条第一項及び第三項において「軽油引取税交付金」という。)、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の減収補填のため令和二年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
---	--	--

<p>四十七 臨時財政 対策のた め平成十 三年度か 定により 平成十三 年度及び 平成十四 年度まで とされた 地方債の 額</p>	<p>(1) 地方交付税法等の一部を改正する千円以下の道府県民税(平成十五年法律第十号。以下「地方交付税法」という。)第三条の規定による改正前の地方交付税法第三十三條の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>	<p>よる平成町村民税に係る特別減税による平成六年度か六年度及び平成七年度の減収額から平成八(2) 所得税法等の一部を改正する年度まで法律(平成十九年法律第六号)第十三条及び平成二条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号から平成号)第八十六条の四第一項に規定する十八年度までの普通乗用自動車の特例に係る消費税率の特例の適用期間の終了年度の減による平成六年度における消費税率の取を補填収入の減少に伴う道府県又は市町村するのために譲与される消費譲与税の額当該各年の減少による同年度及び平成七年度度においての減収額 て特別に(3) 地方税法等改正法の施行によ起こすこと個人の道府県民税又は市町村民税とができる平成六年度から平成八年度までの各年度の減収額 された地(4) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成九年法律第九号)第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収額 (5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八号)第八条による改正前の地方交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第十三条の規定により平成十三年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (6) 地方財政法第三十三條の五の四の規定により平成十五年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>
---	--	---

<p>(8) 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第六号)第</p>	<p>(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)第三条の規定による改正前の地方交付法第三十三條の五の二第一項の規定により平成二十六年から平成二十八年までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>	<p>において(2) 地方交付税法等の一部を改正特別に起する法律(平成十六年法律第十八号)第三条の規定による改正前の地方交付法第三十三條の五の二第一項の規定により平成十五年度において起した地方債の額 (3) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十四号)第三条の規定による改正前の地方交付法第三十三條の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (4) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第三条の規定による改正前の地方交付法第三十三條の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)第三条の規定による改正前の地方交付法第三十三條の五の二第一項の規定により平成二十二年において起こすことができることとされた地方債の額 (6) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号)第五条の規定による改正前の地方交付法第三十三條の五の二第一項の規定により平成二十三年から平成二十五年までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (9) 地方財政法第三十三條の五の二第一項の規定により令和二年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>
--	---	--

<p>は許可を</p>	<p>四十九 全国的に、かつ、緊急に実施する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するもの額</p>	<p>三十三條の規定による改正前の地方財政法第三十三條の五の二第一項の規定により平成二十九年度から令和元年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (9) 地方財政法第三十三條の五の二第一項の規定により令和二年度において起こすことができることとされた地方債の額 四十八 (1) 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋三年度か洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所からの復興を図ることを目的の各年度として東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第二条東日本大震災に定める基本理念に基づき平成二十三年から平成二十七年までの間緊急防災において実施する施策のうち全国的施策等)に、かつ、緊急に実施する防災及び必要する費減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十三年から平成二十七年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債は許可を(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するもの額(1)に掲げるものを除く。</p>
-------------	---	---

得た地方債の額

- 4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。
 - 5 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるとおりとする。
 - 6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由により前二項の単位費用を変更する必要がある場合には、国会の閉会中であるときに限り、政令で前二項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。
- (測定単位の数値の補正)
- 第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうちに種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正することができる。
- 2 前項の測定単位の数値の補正（以下「種別補正」という。）は、当該測定単位の種別ごとの数値に、その単位当たりの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて行うものとする。
 - 3 前条第三項及び前二項の規定により算定された測定単位の数値は、地方団体に、当該測定単位につき次に掲げる事項を基礎として次項に定める方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。
 - 一 人口その他測定単位の数値の多少による段階
 - 二 人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの
 - 三 地方団体の態容
 - 四 寒冷度及び積雪度
 - 4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところにより算定した率とする。
 - 一 前項第一号の補正（以下「段階補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて通減し、又は通増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した数値で当該率を乗じて算定した率とする。
 - 二 前項第二号の補正（以下「密度補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの（以下この号において「人口密度等」という。）の増減に応じて通減し、又は通増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いて算定した人口密度等で除して算定する。
 - 三 前項第三号の補正（以下「態容補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容に応じてそれぞれ割合となり、又は割合となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。
 - イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村について行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいて割合となり、又は割合となる割合を基礎として市町村の全部又は一部の種類に応じ、総務省令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値（当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によることのできないか、又は適当でない）と認められる経費で総務省令で定めるもの（以下「人口その他総務省令で定める数値」）に乘じて得た数値を合算した数値を当該率を乗じないで算定した市町村ごとの数値を合算した数値で除して算定する。
 - ロ 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいてその割合となり、又は割合となる割合を基礎として市町村の種類に応じ、総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。
 - ハ 小学校費、中学校費、社会福祉費その他の経費で総務省令で定めるものに係るもの

除して算定する。この場合において、行政権能等の差があることにより経費の額が割合又は割合となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割合となり、又は割合となる割合に応じ、総務省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

二 前項第二号の補正（以下「密度補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの（以下この号において「人口密度等」という。）の増減に応じて通減し、又は通増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いて算定した人口密度等で除して算定する。

三 前項第三号の補正（以下「態容補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容に応じてそれぞれ割合となり、又は割合となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。

イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村について行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいて割合となり、又は割合となる割合を基礎として市町村の全部又は一部の種類に応じ、総務省令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値（当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によることのできないか、又は適当でない）と認められる経費で総務省令で定めるもの（以下「人口その他総務省令で定める数値」）に乘じて得た数値を合算した数値を当該率を乗じないで算定した市町村ごとの数値を合算した数値で除して算定する。

ロ 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいてその割合となり、又は割合となる割合を基礎として市町村の種類に応じ、総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

ハ 小学校費、中学校費、社会福祉費その他の経費で総務省令で定めるものに係るもの

5

四 前項第四号の補正（以下「寒冷補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が寒冷又は積雪の割合により割合となるものについて行うものとし、当該寒冷補正に係る係数は、その割合となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差ごとに、地域の区分に応じそれぞれその割合となる割合を基礎として総務省令で定める率を当該地域における測定単位の数値（当該地域における測定単位の数値によることのできないか、又は適当でない）と認められる経費で総務省令で定めるもの（以下「人口」）に乘じて得た数値を当該率を用いて算定した数値で除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

地方経費の種類	測定単位	補正の種類
警察警察職員数		段階補正
土木		
道路道路の面積		密度補正、 態容補正及 寒冷補正
道路の延長		態容補正及 寒冷補正
橋りょう		態容補正及 寒冷補正
河川の延長		態容補正
港湾港湾における保留施設		種別補正

経費	測定単位	補正の種類
5 産業		段階補正
5 労働人口		密度補正
4 高齢者保健福祉費		段階補正、 密度補正及 態容補正
3 衛生人口		段階補正、 密度補正及 態容補正
2 社会人口		段階補正、 密度補正及 態容補正
1 生活町村部人口		密度補正及 寒冷補正
四 厚生労働費		密度補正
1 生活	児童及び生徒の数	種別補正
1 生活	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正
5 他	高等専門学校及び大学の学生数	種別補正
5 他	人口	密度補正、 密度補正及 態容補正
4 支援助学	学級数	密度補正
4 支援助学	特別教職員数	態容補正及 寒冷補正
3 学校費	生徒数	態容補正
3 学校費	高等教職員数	態容補正及 寒冷補正
2 校費	中学教職員数	態容補正及 寒冷補正
1 校費	小学教職員数	態容補正及 寒冷補正
3 教育		態容補正
4 他	人口	段階補正及 密度補正
4 他	漁港における外郭施設	態容補正
4 他	港湾における外郭施設	態容補正
4 他	設の延長	態容補正

十三 東平成二十三年度から日本大震令和二年度までの各災全国緊年度において東日本	種別補正	可を得た地方債に係る元利償還金	八 補正平成十三年度、平成十四年度及び平成十六年度から令和二年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	九 地方地方税の減収補填のため平成十五年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	十 財源平成十三年度から令和二年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	十一 減個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十三年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	十二 臨時財政対策のため平成十三年度から令和二年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
---	------	-----------------	---	---	---	---	---

十四 国令和元年度及び令和	種別補正	急防災施大震災全国緊急防災策等債償施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	十四 国令和元年度及び令和	六 前条第二項の測定単位の数値については、道府県又は市町村ごとに、人口にあつては段階補正を、面積にあつては種別補正を行うものとする。	七 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち二以上を併せて行う場合には、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率(二以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含む。)を総務省令で定めるところにより連乗し、又は加算して得た率によるものとする。	八 態容補正を行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。	九 寒冷補正を行う場合には、第四項第四号の地域は、総務省令で定めるところにより、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ごとに、市町村の区域によつて区分するものとする。	十 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し、又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合(地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。)を組織している地方団体又は補正係数の算定方法及び測定単位の数値に係る補正後の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。	十一 災害復旧費に係る測定単位の数値については、総務省令で定めるところにより、当該数値の当該地方団体の税収入額に対する比率に応じ、補正するものとする。	十二 前各項に定めるもののほか、補正係数の算定方法につき必要な事項は、総務省令で定める。
---------------	------	--	---------------	--	---	---	---	--	---	--

(基準財政収入額の算定方法)

第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税(法定外普通税を除く。)の収入見込額(利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金(以下この項及び第三項において「配当交付金」という。))の交付見込額(以下この項において「配当交付金」という。))の交付見込額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金(以下この項及び第三項において「株式等譲渡所得割交付金」という。))の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、法人の行う事業に対する事業税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額から当該収入見込額を基礎として同法第七十二条の七十六の規定の例により算定した法人事業税交付金の交付見込額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県のゴルフ場利用税の収入見込額からゴルフ場利用税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、指定市を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から軽油引取税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、環境性能割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から同法第七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金(以下「環境性能割交付金」という。))の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額と

する。)、当該道府県の市町村たばこ税都道府県交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事業譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金(昭和三十一年法律第八十二号)第十四条第一項の国有資産等所在都道府県交付金(次項及び第三項において「都道府県交付金」という。))の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。))及び事業所税の収入見込額(市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。)、当該市町村の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、基準税率をもつて算定した当該市町村を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村の法人事業税交付金の収入見込額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金(以下この項において「市町村交付金」という。))の収入見込額の合算額(指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税(法定外普通税を除く。))及び事業所税の収入見込額(市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。))、当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の配

2	家屋	当該市町村における家屋の一平方メートル当たりの平均価格及び床面積
3	資産償却	(一) 地方税法第三百八十九条の規定により総務大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの 当該配分額 (二) その他の償却資産 当該市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき額
1	環境性能割	前年度中における当該市町村の区域内に定置場を有した三輪以上の地方税法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車取得件数
2	種別	当該市町村の区域内に定置場を有する地方税法第四百四十二条第三号に規定する軽自動車等の種類別の台数
4	市町村たばこ	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量
5	五 釦産	釦物の生産量及び山元価格
六	六 特別	前年度における特別土地保有税の課税標準額
七	七 事業	前年度における事業所税の課税標準額(当該年度において新たに事業所税を課することとなる市にあつては、当該年度における事業所税の課税標準となるべき事業所床面積及び従業者給与総額)
八	八 利子	前年度の利子割交付金の交付額
九	九 配当	前年度の配当割交付金の交付額
十	十 株式	前年度の株式等譲渡所得割交付金の交付額
十一	十一 法人	当該市町村を包括する道府県の区域内に事業所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値並びに前年度の法人事業税

十二	十二 地方	交付金の交付額の算定に用いた当該道府県の従業者数及び当該市町村の前年度の地方消費税交付金の交付額
十三	十三 ゴ	当該市町村に所在するゴルフ場の延べ面積
十四	十四 軽	前年度の軽油引取税交付金の交付額
十五	十五 環境	前年度の環境性能割交付金の交付額
十六	十六 地方	前年度の地方揮発油譲与税の譲与額
十七	十七 特別	前年度の特別とん譲与税の譲与額
十八	十八 石油	前年度の石油ガス譲与税の譲与額
十九	十九 自動車	前年度の自動車重量譲与税の譲与額
二十	二十 航空	前年度の航空機燃料譲与税の譲与額
二十一	二十一 森林	前年度の森林環境譲与税の譲与額
二十二	二十二 国有	国有資産等所在市町村交付金法第七条市町村交条、第八条又は第十条第一項の規定により、各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格

第十四条の特例
(地方税の課税免除等に伴う基準財政収入額の算定方法の特例)
町村が次の各号に掲げる土地若しくは家屋に対する固定資産税を課さなかつた場合又は当該固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、前条の規定による当該市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の当該各年度の減収額のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該市町村の当該各年度(その措置が総務省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。
一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)第九十九条第一項の規定により指定を受けた史跡、名勝若しくは天然記念物又は同条第二項の規定により指定を受けた特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物である土地
二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第六条第一項の規定により指定を受けた特別保存地区(同法第七条の二の規定により、特別保存地区として同法の規定が適用される地区を含む。)の区域内における家屋又は土地
(特別交付税の額の算定)
第十五条 特別交付税は、第十一条に規定する基準財政需要額の算定方法によつては捕捉されなかつた特別の財政需要があること、第十四条の規定により算定された基準財政収入額のうち、著しく過大に算定された財政収入があること、交付税の額の算定期日後に生じた災害(その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く)等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。
二 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回は十二月中に、第二回は三月中に行なわれなければならない。この場合において、第一回の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額のおおむね三分の一に相当する額以内の額となるように行うものとする。
三 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項に規定する激甚災害

四月	四月	前年度の当該地方団体に對する普通交付税及びの額に当該年度の交付税の総額の前年度の六月交付税の総額に對する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相當する額
九月	九月	当該年度において交付すべき当該地方団体に對する普通交付税の額から四月及び六月に交付した普通交付税の額を控除した残額の二分の一に相當する額
十一月	十一月	当該年度において交付すべき当該地方団体に對する普通交付税の額から既に交付した普通交付税の額を控除した額
三月	三月	前条第二項の規定により十二月中に総務大臣が決定する額
三月	三月	前条第二項の規定により三月中に総務大臣が決定する額

第十六条 交付税は、毎年度、左の表の上欄に掲げる時期に、それぞれの下欄に定める額を交付する。ただし、四月及び六月において交付すべき交付税については、当該年度において交付すべき普通交付税の額が前年度の普通交付税の額に比して著しく減少することとなると認められる地方団体又は前年度においては普通交付税の交付を受けたが、当該年度においては普通交付税の交付を受けないこととなると認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

第十七条 交付税の額は、前年度の当該地方団体の財政需要額に對する普通交付税の額の算定方法によつては捕捉されなかつた特別の財政需要があること、第十四条の規定により算定された基準財政収入額のうち、著しく過大に算定された財政収入があること、交付税の額の算定期日後に生じた災害(その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く)等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。
二 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回は十二月中に、第二回は三月中に行なわれなければならない。この場合において、第一回の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額のおおむね三分の一に相当する額以内の額となるように行うものとする。
三 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項に規定する激甚災害

その他の事由であつて、関係地方団体の財政運営に特に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるものが発生したことによる、前項の規定により難い場合における関係地方団体に交付すべき特別交付税の額の決定については、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に關し特例を設けることができる。
四 総務大臣は、第二項前段又は前項の規定により特別交付税の額を決定したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。
(交付時期)
第十六条 交付税は、毎年度、左の表の上欄に掲げる時期に、それぞれの下欄に定める額を交付する。ただし、四月及び六月において交付すべき交付税については、当該年度において交付すべき普通交付税の額が前年度の普通交付税の額に比して著しく減少することとなると認められる地方団体又は前年度においては普通交付税の交付を受けたが、当該年度においては普通交付税の交付を受けないこととなると認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

度の交付税の額、大規模な災害による特別の財政需要の額等を参しやくして、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 道府県又は市町村が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた交付税の額が当該年度分として交付を受けるべき交付税の額をこえる場合においては、当該道府県又は市町村は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならぬ。

4 第一項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方団体の交付税の額の算定方法は、第九条の規定に準じ、総務省令で定める。

(市町村交付税の算定及び交付に関する都道府県知事の義務)

第十七条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内における市町村に対し交付すべき交付税の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の事務を取り扱うため当該市町村の財政状況を的確に知っているよう努めなければならない。

(国税に関する書類の閲覧又は記録)

第十七条之二 都道府県知事が前条第一項の規定により市町村に対し交付すべき交付税の額を算定する場合において、市町村に係る第十四条の基準財政収入額を算定するため、政府に対し、その基礎に用いる国税の課税の基礎となるべき所得額及び課税額に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求したときは、政府は、関係書類を都道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(交付税の額の算定に用いた資料に関する検査)

第十七条之三 総務大臣は、都道府県及び政令で定めた市町村について、交付税の額の算定に用いた資料に関し、検査を行わなければならない。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における市町村(前項の政令で定める市町村を除く。)について、交付税の額の算定に用いた資料に関し検査を行い、その結果を総務大臣に報告しなければならない。

(交付税の額の算定方法に関する意見の申出)

第十七条之四 地方団体が、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ること

ができる。この場合において、市町村にあつては、当該意見の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

(交付税の額に関する審査の申立て)

第十八条 地方団体が、第十条第四項又は第十五条第四項の規定により交付税の額の決定又は変更の通知を受けた場合において、当該地方団体が對する交付税の額の算定の基礎について不服があるときは、通知を受けた日から三十日以内、総務大臣に対し審査を申し立てることができる。この場合において、市町村にあつては、当該審査の申立ては、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の審査の申立てを受けた場合においては、その申立てを受けた日から三十日以内にこれを審査して、その結果を当該地方団体に通知しなければならない。この場合においては、市町村の審査の申立てに係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を経由してなければならない。

(交付税の額の算定に用いる数の錯誤等)

第十九条 総務大臣は、第十条第四項の規定により普通交付税の額を通知した後において、又は前条第一項の規定による審査の申立てを受けた際に、普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した場合(当該錯誤に係る数を普通交付税の額の算定の基礎に用いた年度(次項において「交付年度」という。)以降五箇年度内に発見した場合に限る。)で、当該地方団体について基準財政需要額又は基準財政収入額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度において、総務省令で定めるところにより、それぞれその増加し、又は減少すべき額を当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額した額をもつて当該地方団体の当該年度における基準財政需要額又は基準財政収入額とするることができる。

2 普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度においては、総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定が適用される地方団体に、同項の規定を適用しない場合でも当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき当該年度の基準財政収入額が基準財政需要額をこえるもの又は同項の規定が適用される結果基準財政収入額が基準財政需要額をこえることとなる地方団体について、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであった普通交付税の額に満たないときは、当該不足額を限度として、これを当該年度の交付税から交付し、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであった普通交付税の額をこえるときは、当該超過額を限度として、これを返還させることができる。但し、返還させる場合においては、その方法については、あらかじめ、当該地方団体の意見を聞かなければならない。

3 廃置分合又は境界変更のあつた市町村及び錯誤に係る額が著しく多額である地方団体に対する前二項の規定の適用については、総務省令で特例を設けることができる。

4 地方団体がその提出に係る交付税の算定に用いた資料につき偽を加え、又は虚偽の記載をするることによつて、不当に交付税の交付を受けた場合においては、総務大臣は、当該地方団体が受けるべきであった額を超過する部分(「超過額」という。以下本項及び次項において同じ。)については、当該事実を発見したとき、直ちに当該超過額を返還させなければならない。

5 前項の場合において、当該地方団体は、当該超過額に、当該地方団体が当該地方交付税を受領した日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、年十・九五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を国に納付しなければならない。ただし、当該地方交付税の交付を受けた後災害があつたことその他特別の理由によりやむを得ない事情があると認められるときは、総務大臣は、当該加算金を減免し、又は期限を指定して延納を許可することができる。

6 総務大臣は、前五項の規定による措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該地方団体に対し文書をもつて示さなければならない。この場合において、前二項の規定に該当する地方団体は、総務大臣が示した

文書の記載事項をその住民に周知させなければならない。

7 地方団体は、第一項から第五項までの場合においては、前項の文書を受け取つた日から三十日以内に、総務大臣に対し異議を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該異議の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

8 総務大臣は、前項の異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から三十日以内に決定をして、当該団体にこれを通知しなければならない。この場合において、市町村の異議の申出に係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を経由してしなければならない。

(交付税の額の減額等の意見の聴取)

第二十条 総務大臣は、第十条第三項及び第四項、第十五条第二項から第四項まで並びに前二条に規定する措置をとる場合において必要があると認めるときは、関係地方団体について意見の聴取をすることができる。

2 総務大臣は、第十条第三項、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項並びに前条第一項から第五項まで及び第八項の規定による決定又は処分について関係地方団体が十分な証拠を添えて衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 総務大臣は、前項の意見の聴取の結果、同項の申出に正当な理由があると認めるときは、当該決定又は処分を取消し、又は変更しなければならない。

4 前三項に定めるものを除くほか、意見の聴取の手続その他意見の聴取に必要事項は、総務省令で定める。

(関係行政機関の勧告等)

第二十条之二 関係行政機関は、その所管に関係がある地方行政につき、地方団体が法律又はこれに基づく政令により義務づけられた規模と内容を備えることを怠つてゐるために、その地方行政の水準を低下させていると認める場合においては、当該地方団体に対し、これを備えるべき旨の勧告をすることができる。

2 関係行政機関は、前項の勧告をしようとする場合においては、あらかじめ総務大臣に通知しなければならない。

3 地方団体が第一項の勧告に従わなかつた場合においては、関係行政機関は、総務大臣に対

して、

し、当該地方団体に對し交付すべき交付税の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付税の全部若しくは一部を返還させることを請求することができる。

4 総務大臣は、前項の請求があつたときは、当該地方団体の弁明を聞いた上、災害その他やむを得ない事由があると認められる場合を除き、当該地方団体に對し交付すべき交付税の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付税の全部若しくは一部を返還させなければならない。第十九条第六項から第八項までの規定は、この場合について準用する。

5 前項の規定により減額し、又は返還させる交付税の額は、当該行政につき法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容を備えることを怠つたことに因り、その地方行政の水準を低下させたために不用となるべき額をこえることができない。

(減額し、又は返還された交付税の額の措置)

第二十条の三 前条第四項又は地方財政法第二十六條第一項の規定により、交付すべき交付税の額の全部又は一部を減額した場合においては、その減額した額は、当該年度の特別交付税の総額に算入する。

2 第十九条第二項から第五項まで、前条第四項又は地方財政法第二十六條第一項の規定により、すでに交付した交付税の額の全部若しくは一部を返還させ、又は加算金を納付させた場合においては、その返還され、又は納付された額は、当該返還され、若しくは納付された年度の翌年度又は翌翌年度において、第六條第二項の規定により当該年度分として交付すべき交付税の総額に算入し、当該算入した年度の特別交付税の総額に算入する。

(都の特例)

第二十一条 都にあつては、道府県に對する交付税の算定に關してはその全区域を道府県と、市町村に對する交付税の算定に關してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の合算額をもつてその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。

(端数計算)

第二十二條 毎年度分として交付すべき交付税の総額は各地方団体に對して交付すべき交付税の額を算定する場合及び各地方団体に對して交付税を交付する場合並びに加算金を納付させる

場合において、五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第二十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 交付税の交付に關する命令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
二 第七條に規定する翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に關する書類の原案を作成しようとするとき。

三 第十條又は第十五條の規定により各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、又は変更しようとするとき。

四 第十八條第二項の規定により地方団体の審査の申立てについて決定をしようとするとき。

五 第十九條第四項の規定により交付税を返還させようとするとき。

六 第十九條第八項(第二十條の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により地方団体の異議の申出について決定をしようとするとき。

七 第二十條第三項の規定により同條第二項に規定する決定又は処分を取り消し、又は変更しようとするとき。

八 第二十條の二第四項の規定により交付税を減額し、又は返還させようとするとき。

(事務の区分)

第二十四條 第五條第三項、第十七條第一項、第十七條の三第二項、第十七條の四第一項後段、第十八條第一項後段及び第二項後段の規定並びに第十九條第七項後段及び第八項後段(これらの規定を第二十條の二第四項及び附則第十五條第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

(関係法律の廃止)

第二條 地方配付税法(昭和二十三年法律第一百一号)及び地方配付税配付金特別会計法(昭和十五年法律第六十七号)は、廃止する。

(交付税の総額についての特例措置)

第三條 政府は、地方財政の状況等にかんがみ、当分の間、第六條第二項の規定により算定した交付税の総額について、法律の定めるところにより、交付税の総額の安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとする。

(令和三年度分の交付税の総額の特例)

第四條 令和三年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に六千億円を加算した額から第六号から第八号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に對して交付する特別交付税(附則第十三條第一項並びに第十五條第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。)に充てるための千三百二十六億二千七百二十九万七千円を加算した額とする。

一 第六條第二項の規定により算定した額

二 地方配付税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第八号)第一条の規定による改正前の地方配付税法(以下「旧法」という。)の附則第四条の二第一項及び第四項の規定において令和三年度分の交付税の総額に算入することとされていた額 二千二百四十六億円

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において令和三年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千五百億円

四 令和三年度における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特別加算額 一兆七千六百八十八億九千九百七十七万二千円

五 令和三年度における借入金の額に相当する額 三十兆九千六百二十二億九千五百四十八万八千円

六 令和二年度における借入金の額に相当する額 三十兆九千六百二十二億九千五百四十八万八千円

七 令和三年度における特別会計に關する法律(平成十九年法律第二十三号)第十五條第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 七百六十億円

八 旧法附則第四条の二第五項の規定において令和三年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 三千四億四千二百四十八万二千円

(令和四年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等)

第四條の二 令和四年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六條第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和四年度から令和三十八年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 当該各年度における借入金の額に相当する額

二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度における特別会計に關する法律第十五條第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

3 令和四年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年度	金額
令和四年度	千六百五十六億円
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円
令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

4 地方配付税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十号)第一条の規定による改正前の地方配付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方配付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方配付税法附則第四条

第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和四年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 三兆二千四百二十億四千九百九十六万六千円に当該道府県の控除前財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 二兆二千三百七十五億九千六百八十八万八千円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に並び、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 令和二年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 令和元年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成三十年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十九年における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十八年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改

正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。（交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入）

第六条の三 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

2 前項に規定する交通安全対策特別交付金の収入見込額は、前年度において各地方団体に交付された道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の額を算定の基礎として総務省令で定める方法により、算定するものとする。

（分離課税所得割交付金の基準財政収入額への算入）

第七条 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、指定都市を包括する道府県にあつては同条第一項の規定により算定した額から当該道府県の地方税法附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金（以下この条において「分離課税所得割交付金」という。）の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額とし、指定都市にあつては同項の規定により算定した額に当該指定都市の分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を加算した額とする。

（個人の道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の二 当分の間、指定都市を包括する各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定

に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額から、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

二 個人の道府県民税の所得割について地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第七条の四において「平成二十九年地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（次項第二号において「平成二十九年改正前の地方税法」という。）第三十五条の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

三 個人の道府県民税の所得割について地方税法第三十七条の規定の適用がなく、かつ、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）第一条の規定による改正前の地方税法（次項第三号において「平成十八年改正前の地方税法」という。）第三十五条及び第五十条の四の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の市町村民税の所得割について平成二十九年改正前の地方税法第三百四十四条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の市町村民税の所得割について平成二十九年改正前の地方税法第三百四十四条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の市町村民税の所得割について平成二十九年改正前の地方税法第三百四十四条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の市町村民税の所得割について平成二十九年改正前の地方税法第三百四十四条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の市町村民税の所得割について平成二十九年改正前の地方税法第三百四十四条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の市町村民税の所得割について平成二十九年改正前の地方税法第三百四十四条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の市町村民税の所得割について平成二十九年改正前の地方税法第三百四十四条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の市町村民税の所得割について平成二十九年改正前の地方税法第三百四十四条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の市町村民税の所得割について平成二十九年改正前の地方税法第三百四十四条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、指定都市以外の各市町村に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる同条の規定による基準財政収入額は、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額に当該超過する額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額から当該超過する額の百分の二十五に相当する額を控除した額とする。

一 各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の市町村民税の所得割について平成二十九年改正前の地方税法第三百四十四条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

三 個人の市町村民税の所得割について地方税法第三百四十四条の六の規定の適用がなく、かつ、平成十八年改正前の地方税法附則第四十条第五項の規定により読み替えられた平成十八年改正前の地方税法第三百四十四条の三及び第三百二十八条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

（地方消費税及び地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の三 当分の間、各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項に規定する合計額の見込額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

2 当分の間、各市町村に対して交付すべき普通交付税の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

2 当分の間、各市町村に対して交付すべき普通交付税の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

2 当分の間、各市町村に対して交付すべき普通交付税の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

2 当分の間、各市町村に対して交付すべき普通交付税の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法及び令和三年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特別法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人事業税交付金に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

（基準税額等の算定方法の特例）

第八条 当分の間、第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、道府県民税の所得割、法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、特別法人事業譲与税、市町村民税の所得割及び法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金並びに特別とん讓与税に係る法人事業税額等（以下この条において「基準税額等」という。）を算定する場合において、これ

らの収入の項目に係る当該年度の前年度分の基準税額等（道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税にあつてはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金にあつてはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）のうち算定過大と認められる額として総務省令の定めるところにより算定した額として第十五条第一項の規定による当該前年度の特別交付税の算定の基礎に算入されなかった部分に相当する額があるときは、当該算入されなかった部分に相当する額（当該部分に相当する額のうち、当該年度及び当該年度の翌年度において同項の規定により特別交付税の算定の基礎に算入される額がある場合は、当該算入される額に相当する額を除く。）を総務省令で定めるところにより当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等に加算し、又は減額することができる。

（特別土地保有税に係る基準税額等の算定方法の特例）

第八条の二 当分の間、第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別土地保有税に係る同表の基準税額等は算定しないものとする。

（沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法等の特例）

第九条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村に対して交付すべき昭和四十七年度から令和三年度までの各年度分の普通交付税の額を算定する場合においては、第十二条第三項の測定単位の算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正、第十四条の基準財政収入額の算定方法その他普通交付税の額の算定上必要な事項について、総務省令で特例を設けることができる。

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例）

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三

年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に對して交付すべき令和三年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないとして認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

（新たに指定された指定都市に係る基準税額等の算定基礎の特例）

第十条 新たに指定された指定都市に對して交付すべき当該指定があつた日の属する年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十四条第三項に規定する基準税額等の算定の基礎によることができず又は適当でないとして認められるときは、当該算定の基礎について、総務省令で特例を設けることができる。

（令和三年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

第十一条 令和三年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき普通交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び令和三年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和三年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための千三百二十六億二千七百二十九万七千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和三年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び令和三年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和三年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

（令和三年度震災復興特別交付税額の一部の令和四年度における交付等）

第十二条 令和三年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和三年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和三年度内に交付しない、当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和三年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和三年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和四年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により令和三年度震災復興特別交付税額の一部を令和四年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和三年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和四年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和三年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和四年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された令和三年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 令和三年度及び令和四年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に關し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第二十五条第二項中「額を」とあるのは「額（附則第四条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十四年十二月三十一日法律第二〇一号）抄

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附則（昭和三十五年四月三〇日法律第六七号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年年度分の地方交付税及び地方道路譲与税から適用する。

附則（昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号）抄

1 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

附則（昭和三十五年七月一日法律第一一五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十五年七月一日法律第一一五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十五年七月一日法律第一一五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十五年七月一日法律第一一五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十五年七月一日法律第一一五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十五年七月一日法律第一一五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十六年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十七年三月三十一日法律第五一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第五十二条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第三項の規定は、昭和三十七年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十七年三月三十一日法律第九号）抄

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十七年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十七年四月二十五日法律第八八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、次項の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十七年九月十五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行後に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等さらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分等、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができず、この法律の施行の日から起算する期間については、なお従前の例による。

7 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則（昭和三十八年三月三十一日法律第二三三号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十八年三月三十一日法律第四九号）抄

この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十八年四月一日法律第八〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

3 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

4 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

5 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

6 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

7 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

8 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

9 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

10 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

11 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

12 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

13 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

14 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

15 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

を加える部分に限る。）、第七百三十三条の三の次に一条を加える改正規定、附則の改正規定（附則第十四項に関する部分を除く。）並びに附則第十條から附則第十四條まで、附則第十六條から附則第二十二條まで、附則第二十二條から附則第二十五條まで及び附則第三十條の規定は公布の日から、狩猟者税に関する改正規定（狩猟者税を狩猟免許税に改める部分に限る。）、第二百三十六條及び第二百三十七條の改正規定（狩猟者税を狩猟免許税に改める部分を除く。）、入猟税に関する改正規定並びに附則第十五條、附則第二十一條、附則第二十九條及び附則第三十二條の規定は狩猟法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二十三号）の施行の日から、第三十八條法律第二十三号）の施行の日から、第四百四十一條及び第四百四十二條、第四百四十二條の二及び第四百四十四條の改正規定並びに附則第三十三條及び附則第三十四條の規定は道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十九号）の施行の日から施行する。

附則（昭和三十八年六月七日法律第九六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、公布の日から施行する。

3 この法律は、公布の日から施行する。

4 この法律は、公布の日から施行する。

5 この法律は、公布の日から施行する。

6 この法律は、公布の日から施行する。

7 この法律は、公布の日から施行する。

8 この法律は、公布の日から施行する。

9 この法律は、公布の日から施行する。

10 この法律は、公布の日から施行する。

11 この法律は、公布の日から施行する。

12 この法律は、公布の日から施行する。

13 この法律は、公布の日から施行する。

14 この法律は、公布の日から施行する。

15 この法律は、公布の日から施行する。

16 この法律は、公布の日から施行する。

17 この法律は、公布の日から施行する。

18 この法律は、公布の日から施行する。

19 この法律は、公布の日から施行する。

20 この法律は、公布の日から施行する。

21 この法律は、公布の日から施行する。

22 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年七月一〇日法律第一六八号）抄

1 この法律は、新法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。

附則（昭和四〇年三月三一日法律第三五号）抄

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

第十三条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の規定は、昭和四十年年度の地方交付税から適用する。

附則（昭和四〇年四月一日法律第三九号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十年年度の地方交付税から適用する。

附則（昭和四〇年二月二九日法律第一五七号）抄

1 この法律は、昭和四十一年二月一日から施行する。

4 前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和四十一年年度の地方交付税から適用する。

附則（昭和四一年三月三一日法律第四〇号）抄

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

第二十条

2 前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第三項の規定は、昭和四十一年年度の地方交付税から適用する。

附則（昭和四一年四月二八日法律第六〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年年度の地方交付税から適用する。

附則（昭和四二年六月三〇日法律第四五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年年度の地方交付税から適用する。

附則（昭和四三年三月三〇日法律第四号）抄

第一条 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。ただし、第十四条の五並びに第四百八十九条第一項及び第二項の改正規定並びに

附則第八条及び第十二条第一項の規定は同年六月一日から、自動車取得税に関する改正規定並びに附則第十五条、第十九条及び第二十条の規定は同年七月一日から施行する。

2 前項の規定による改正後の地方交付税法第十二条第二項並びに第十四条第一項及び第三項の規定は、昭和四十三年年度の地方交付税から適用する。

附則（昭和四三年四月三〇日法律第三一号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十三年年度の地方交付税から適用する。

附則（昭和四三年六月一五日法律第一〇一号）抄

この法律（第一条は除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附則（昭和四四年四月九日法律第一六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年六月七日法律第三九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項及び第七項、第十四条第三項、附則第十一項並びに別表の規定は、昭和四十四年度分の地方交付税及び特別事業債償還交付金から適用する。

附則（昭和四四年七月一〇日法律第六〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年三月二七日法律第四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年四月一日法律第一三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年四月二四日法律第三一号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四項の規定は地方交付税法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第五十一号）の施行の日から、附則第七項及び第八項の規定

は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第三十八号）の施行の日から施行する。

附則（昭和四五年五月二三日法律第五一号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方交付税法第十三条第五項、第十四条第三項及び別表の規定は、昭和四十五年年度の地方交付税から適用する。

附則（昭和四六年二月二三日法律第二四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四六年三月三一日法律第二四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項及び第九項、第十四条第三項、附則第二十三項並びに別表の規定は、昭和四十六年度分の地方交付税から適用する。

3 昭和四十六年度に限り、自治省令で定める市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単	単位費用
土地開発基金人口	円	銭
	一人につき	一、〇〇〇

4 前項の測定単位の数値は、官報で公表された最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、市町村の態容その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

附則（昭和四六年五月二六日法律第七〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第五条 前条の規定による改正後の地方交付税法附則第二十五項及び第二十六項の規定は、昭和四十六年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和四六年五月三一日法律第九〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十六年度分の自動車重量譲与税から適用する。

附則（昭和四七年四月一日法律第一三三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の航空機燃料譲与税から適用する。

附則（昭和四七年五月一日法律第二五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四八年四月二六日法律第二三三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十八条第一項、第一百二十二条の二、第四百八十九条及び第四百九十条の二第一項の改正規定は昭和四十八年六月一日から、特別土地保有税に関する改正規定は同年七月一日から、第四百四十四条の四、第四百四十四条の五第一項、第四百四十九条第三項及び第四百九十条の改正規定は同年十月一日から、第四百四十九条、第五百十条第三項及び第四項並びに第五百五十一条第三項の改正規定は昭和四十九年四月一日から施行する。

第二十一条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和四八年六月一六日法律第三四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十八年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和四八年十一月二四日法律第一二三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四九年三月三〇日法律第一九号）抄

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

第二十五条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項及び第十四条の二の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和四十九年度分の地方交付税に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表中「電気税額」とあるのは「電気ガス税額のうち電気に係るもの」と、「ガス税額」

附則（昭和五十六年五月三〇日法律第五八号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十六年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和五十七年二月二六日法律第四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十七年三月三十一日法律第一六号）抄

- 1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則（昭和五十七年五月一三日法律第四五号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、次項に定めるもののほか、昭和五十七年度分の地方交付税から適用する。
- 3 新法第十二条第二項の表第三十五号の規定は、この法律の施行の日以後に発行を許可された地方債に係る元利償還金について適用し、同日前に発行を許可された地方債に係る元利償還金については、なお従前の例による。

附則（昭和五十七年二月二七日法律第九二号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十七年度分の地方交付税から適用する。
- 3 地方交付税法第六条の二の規定の適用については、昭和五十七年度に限り、同条第二項中「相当する額」とあるのは「相当する額から昭和五十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額と昭和五十七年度特別会計補正予算（特第一号）による補正後の同特別会計に計上された地方交付税交付金の額との差額の百分の六に相当する額を控除した額」と、同条第三項中「相当する額」とあるのは「相当する額に昭和五十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額と昭和五十七年度特別会計補正予算（特第一号）による補正後の同特別会計に計上された地方交付税交付金の額の百分の六に相当する額を加算した額」とする。

附則（昭和五十八年五月一六日法律第三六号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十八年度分の地方交付税から適用する。
- 3 昭和五十八年度に限り、新法附則第七条第二項中「道路交通法附則第十六条第一項」とあるのは、「地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十六号）附則第四条の規定による改正前の道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二百二十六号）附則第七項」とする。

附則（昭和五十九年五月一八日法律第三七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十九年二月二八日法律第二二号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十六年度又は昭和五十七年度に限り、同法附則第七条第二項中「道路交通法附則第十六条第一項」とあるのは、「地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十六号）附則第四条の規定による改正前の道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二百二十六号）附則第七項」とする。

附則（昭和五十九年五月二三日法律第三七号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十六年度又は昭和五十七年度に限り、同法附則第七条第二項中「道路交通法附則第十六条第一項」とあるのは、「地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十六号）附則第四条の規定による改正前の道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二百二十六号）附則第七項」とする。

附則（昭和五十九年五月二三日法律第三七号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十六年度又は昭和五十七年度に限り、同法附則第七条第二項中「道路交通法附則第十六条第一項」とあるのは、「地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十六号）附則第四条の規定による改正前の道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二百二十六号）附則第七項」とする。

附則（昭和六〇年五月一八日法律第三七号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十九年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和六〇年五月三十一日法律第四四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年五月八日法律第四八号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十九年度又は昭和六十年に限り、同法附則第七条第二項中「道路交通法附則第十六条第一項」とあるのは、「地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十六号）附則第四条の規定による改正前の道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二百二十六号）附則第七項」とする。

附則（昭和六一年五月八日法律第四八号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十九年度又は昭和六十年に限り、同法附則第七条第二項中「道路交通法附則第十六条第一項」とあるのは、「地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十六号）附則第四条の規定による改正前の道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二百二十六号）附則第七項」とする。

附則（昭和六一年五月八日法律第四八号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十九年度又は昭和六十年に限り、同法附則第七条第二項中「道路交通法附則第十六条第一項」とあるのは、「地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十六号）附則第四条の規定による改正前の道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二百二十六号）附則第七項」とする。

附則（昭和六一年二月四日法律第九四号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用する。
- 3 昭和六十三年度分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、前条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定の例による。この場合において、同条中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十四号）附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とする。

附則（昭和六二年三月三十一日法律第二二号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年九月二二日法律第九四号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 3 前条の規定による改正後の地方交付税法附則第六条の規定は、昭和六十二年分の地方交付税から適用する。

附則（昭和六二年九月二二日法律第九四号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 3 前条の規定による改正後の地方交付税法附則第六条の規定は、昭和六十二年分の地方交付税から適用する。

附則（昭和六二年九月二二日法律第九四号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 3 前条の規定による改正後の地方交付税法附則第六条の規定は、昭和六十二年分の地方交付税から適用する。

附則（昭和六二年九月二二日法律第九四号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 3 前条の規定による改正後の地方交付税法附則第六条の規定は、昭和六十二年分の地方交付税から適用する。

附則（昭和六二年九月二二日法律第九四号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 3 前条の規定による改正後の地方交付税法附則第六条の規定は、昭和六十二年分の地方交付税から適用する。

三十二条及び第三十四条第一項第十号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同項第十一号、同条第二項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五条第一項、第三十六条第二項並びに第三十七条の二の改正規定、第三十七条の三を削る改正規定、第四十五条の二第一項各号列記以外の部分、第二項及び第三項並びに第四十七條第一項の改正規定、第五十三條の改正規定（同条第四項の改正規定中「又は第六十三條第一項」を、「第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項」に改める部分を除く。）、第五十三條の二から第五十七條まで、第六十二条第一項及び第六十四條の改正規定、第六十五條の次に一條を加える改正規定、第二章第一節に一款を加える改正規定、第七十二条の十七第三項第一号、第二百九十二条第一項第四号、第七号及び第八号、第二百九十四條第一項第四号、第三百十三條並びに第三百十四條の二第一項第十号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同項第十一号、同条第二項から第六項まで、第八項及び第九項、第三百十四條の三第一項並びに第三百十四條の七の改正規定、第三百十四條の八を削る改正規定、第三百十七條の二第二項各号列記以外の部分、第三十二項、第三項及び第五項の改正規定、第三百十七條の六に一項を加える改正規定、第三百十七條の七第一項の改正規定、第三百二十一條の八の改正規定（同条第四項の改正規定中「又は第六十三條第一項」を、「第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項」に改める部分を除く。）、第三百二十一條の八の二、第三百二十一條の九第一項、第三百二十一條の十一から第三百二十一條の十三まで、第三百二十四條第一項、第三百二十六條、第七百三十四條第二項及び第三項、第七百三十六條第三項、附則第六條並びに第八條から第八條の三までの改正規定、附則第三十三條の二の改正規定（同条第三項第二号の改正規定を除く。）、附則第三十三條の三の改正規定、附則第三十三條の三の次に一條を加える改正規定、附則第三十四條から第三十五條までの改正規定並びに附則第三十五條の四に一項を加える改正規定並びに次条の規定、附則第四條第二項、第五項及び第六項の規定（新法第三十二條第十一項並びに第四十五條の二第一項各号列記以外の部分、第二項及び第三項に係

る部分に限る。）、附則第四條第七項及び第九項から第十三項まで並びに第五條第二項の規定、附則第六條第二項、第五項及び第六項の規定（新法第三百十三條第十一項、第三百十七條の二第一項各号列記以外の部分、第二項、第三項及び第五項、第三百十七條の六第三項並びに第三百十七條の七第一項に係る部分に限る。）並びに附則第六條第七項、第九項及び第十項、第七條、第十一條並びに第十二條の規定 昭和六十三年四月一日
 （地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第十二條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條の規定は、昭和六十三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。
 2 昭和六十三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條第三項の表道府県の項

る部分に限る。）、附則第四條第七項及び第九項から第十三項まで並びに第五條第二項の規定、附則第六條第二項、第五項及び第六項の規定（新法第三百十三條第十一項、第三百十七條の二第一項各号列記以外の部分、第二項、第三項及び第五項、第三百十七條の六第三項並びに第三百十七條の七第一項に係る部分に限る。）並びに附則第六條第七項、第九項及び第十項、第七條、第十一條並びに第十二條の規定 昭和六十三年四月一日
 （地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第十二條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條の規定は、昭和六十三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。
 2 昭和六十三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條第三項の表道府県の項

る部分に限る。）、附則第四條第七項及び第九項から第十三項まで並びに第五條第二項の規定、附則第六條第二項、第五項及び第六項の規定（新法第三百十三條第十一項、第三百十七條の二第一項各号列記以外の部分、第二項、第三項及び第五項、第三百十七條の六第三項並びに第三百十七條の七第一項に係る部分に限る。）並びに附則第六條第七項、第九項及び第十項、第七條、第十一條並びに第十二條の規定 昭和六十三年四月一日
 （地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第十二條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條の規定は、昭和六十三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。
 2 昭和六十三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條第三項の表道府県の項

る部分に限る。）、附則第四條第七項及び第九項から第十三項まで並びに第五條第二項の規定、附則第六條第二項、第五項及び第六項の規定（新法第三百十三條第十一項、第三百十七條の二第一項各号列記以外の部分、第二項、第三項及び第五項、第三百十七條の六第三項並びに第三百十七條の七第一項に係る部分に限る。）並びに附則第六條第七項、第九項及び第十項、第七條、第十一條並びに第十二條の規定 昭和六十三年四月一日
 （地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第十二條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條の規定は、昭和六十三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。
 2 昭和六十三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條第三項の表道府県の項

付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 昭和六十四年度から昭和六十六年度までの各年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項第十三号中「前年度の消費譲与税の譲与額」とあるのは「消費譲与税法（昭和六十三年法律第百一十一号）附則第二条第一項及び第二項の規定によつて算定した額」と、同表市町村の項第十二号中「前年度の消費譲与税の譲与額」とあるのは「消費譲与税法附則第二条第三項及び第四項の規定によつて算定した額」とする。

附則（昭和六十三年一月三〇日法律第六十一号）抄

1 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附則（平成元年三月一〇日法律第六号）

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十三年年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和六十三年年度及び平成元年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第八条に規定する合併関係市町村に係る同条の合算額は、新法附則第五条の規定の適用がなかつたものとして市町村の合併の特例に関する法律第八条の規定により算定した当該合算額に、昭和六十三年年度にあつては二千万円を、平成元年度にあつては八千万円を加算した額とする。

3 昭和六十三年年度分として交付すべき地方交付税については、当該地方交付税の総額から同年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額と当該総額から新法第二十条の第三項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入された額（以下この項において「返還金等の額」という。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額との合計額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないので、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成元年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

4 前項の規定により、昭和六十三年年度分として交付すべき地方交付税の一部が平成元年度分の

地方交付税の総額に加算されることとなつた場合においては、新法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、平成元年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前項の規定による加算をする前の地方交付税の総額から新法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下この項において「返還金等の額」という。）を控除した額の百分の九十四に相当する額に当該加算されることとなつた額を加算した額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による加算をする前の地方交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額とする。

附則（平成元年六月二八日法律第三〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成元年度分の地方交付税から適用する。この場合において、同法附則第八条の規定は、昭和六十三年年度以後の年度分に係る同条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額について適用し、昭和六十一年度分及び昭和六十二年年度分に係る第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第八条に規定する基準税額のうち算定過少又は算定過大と認められる額については、なお従前の例による。

3 平成元年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

道府県	公共団体の種類	地方経費の種類	測定単位	単位費用
一	財源	昭和五十三年年度から千円に	円	六六
二	策債	昭和五十三年年度から千円に	円	六六
三	債償	昭和五十三年年度から千円に	円	六六
四	費	昭和五十三年年度から千円に	円	六六

市町村	公共団体の種類	地方経費の種類	測定単位	単位費用
一	財源	昭和五十三年年度から千円に	円	七六五
二	策債	昭和五十三年年度から千円に	円	七六五
三	債償	昭和五十三年年度から千円に	円	七六五
四	費	昭和五十三年年度から千円に	円	七六五

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、財源対策債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、地域振興基金費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一	昭和五十三年年度か廃棄物処理施設、社会福祉施設、昭和五十三年年度までの建設事業等に係る経費に充てる各年度の和五十六年度までの各年度における財源対策の発行を許可された地方債のたため当該各年度の発行を許可された地方債のたため当該各年度の発行を許可された地方債として発行を許す自治大臣が指定するもの額	千円
二	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	千人

この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、平成元年度分の地方交付税から適用する。

附則（平成二年三月二七日法律第二号）
この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成元年度分の地方交付税から適用する。

附則（平成二年三月三一日法律第一五号）抄
（施行期日）
1 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

16 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第六条の規定は、平成二年度分の地方交付税から適用する。

附則（平成二年六月二二日法律第三七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二年度分の地方交付税から適用する。

2 平成二年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

道府県	公共団体の種類	地方経費の種類	測定単位	単位費用
一	財源	昭和五十八年度及び昭和五十九年度の財源対	円	八七四
二	策債	昭和五十八年度及び昭和五十九年度の財源対	円	八七四
三	債償	昭和五十八年度及び昭和五十九年度の財源対	円	八七四
四	費	昭和五十八年度及び昭和五十九年度の財源対	円	八七四

3 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表 示 単 位
	昭和五十八年一般公共事業、義務教育施設、千度及び昭和五十八年度五十九年度の各等の建設事業等に係る経費に充てられた地方債の額	

附則 (平成二年二月二六日法律第八四号)

この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二年度分の地方交付税から適用する。

附則 (平成三年三月三〇日法律第七号)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

第二十六条 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

平成三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表市町村の項第十号中「前年度の特別地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の特別地方消費税交付金の交付見込額」として自治大臣が定める額とする。

附則 (平成三年五月一日法律第四九号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成三年度分の地方交付税から適用する。

3 (土地開発基金等の基準財政需要額への算入)

平成三年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一條の規定によつて算定した額に、次の表に

掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。	地方経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 土地開人口 二 地域福人口 三 財源対照和六十年から千円につき九七八	一人につき 一人につき 一人につき	円
市町村	一 土地開人口 二 地域福人口 三 財源対照和六十年から千円につき九七八	一人につき 一人につき 一人につき	円

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開発基金及び地域福祉基金に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、財源対策債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当りの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表 示 単 位
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	
二 昭和六一年一般公共事業、義務教育施設、千度及び昭和六十二年度各等の建設事業等に係る経費に充てられた地方債の額		

附則 (平成三年二月二〇日法律第七号)

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」という。)の規定は、平成三年度分の地方交付税から適用する。

2 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成四年度分の地方交付税から適用する。

3 (土地開発基金等の基準財政需要額への算入)

平成四年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一條の規定によつて算定した額に、次の表に

附則 (平成四年六月五日法律第七一号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成四年度分の地方交付税から適用する。

3 (土地開発基金等の基準財政需要額への算入)

平成四年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一條の規定によつて算定した額に、次の表に

掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。	地方経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 土地開人口 二 地域福人口 三 臨時財臨時財政特例対策千円につき八七一	一人につき 一人につき 一人につき	円
市町村	一 土地開人口 二 地域福人口 三 臨時財臨時財政特例対策千円につき八七一	一人につき 一人につき 一人につき	円

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開発基金及び地域福祉基金に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、臨時財政特例債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当

付するものとされる旧特別地方消費税に係る交付金（以下「旧特別地方消費税交付金」という。）の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額を、市町村にあっては当該市町村の旧特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額を加算した額とする。

3 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によって、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

地方団体の種類	収入見込額の算定の基礎
道府県	旧特別地方消材料店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額
市町村	旧特別地方消前年度の旧特別地方消費税交付金の交付額

附則（平成九年三月二八日法律第一〇七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成九年度分の地方交付税から適用する。

（平成九年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第四条 平成九年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては第三条の規定による改正後の地方財政法（以下この条において「改正後の地方財政法」という。）第三十三条の地方消費税の収入見込額及び消費課税相当額（地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第十一号）附則第十四条第一項の規定により同年度に譲与される廃止前の消費課税に相当する額をいう。以下この条において同じ。）の収入見込額の合算額から地方消費税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の百十五の規定により市町村に交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の交付見込額を控除した額が当該道府県

の平成十年度以降の各年度の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額を控除した額に比して過少と認められる額として算定した額の百分の八十の額、市町村にあっては改正後の地方財政法第三十三条の四第二項の規定により当該市町村の平成九年度の地方消費税交付金の収入見込額及び消費課税相当額の収入見込額の合算額が当該市町村の平成十年度以降の各年度の地方消費税交付金の収入見込額に比して過少と認められる額として算定した額の百分の七十五の額を加算した額とする。

附則（平成一〇年一月三〇日法律第三七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十年度分の地方交付税から適用する。

（平成十年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第四条 平成十年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額の百分の八十の額、市町村にあっては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成十年法律第八十五号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）以下この項において「平成十年改正後の地方税法」という。）附則第三条の四の規定による個人の道府県民税に係る特別減税による平成十年の道府県民税に算入した額

ロ 平成十年改正後の地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年の減収見込額

二 平成十年改正後の地方税法附則第三条の四の規定による個人の市町村民税に係る特別減税による平成十年の減収見込額

2 前項第一号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額
不動産取得税	前々年度における不動産取得税の課税標準等の額

3 第一項第二号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目について、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
市町村民税前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額

附則（平成一〇年六月五日法律第九三号）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十年度分の地方交付税から適用する。

（緊急地域経済対策費の基準財政需要額への算入）

第三条 平成十年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

道府県	緊急地域経済人口	測定単位費用
対策費	一人につき	円
		一、八〇〇

市町村	緊急地域経済人口	測定単位費用
対策費	一人につき	円
		一、二〇〇

附則（平成一〇年二月一八日法律第一四六号）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 平成十年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から地方交付税法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下「返還金等の額」という。）と千三百億円との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額と千三百億円との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と千三百億円との合算額を加算した額とする。

附則（平成一一年三月三十一日法律第一六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十一年度分の地方交付税から適用する。

（平成十一年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第四条 平成十一年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三条の四の規定による個人の道府県

人口 官報で公示された最近の国勢調査の人口
結果による当該地方公共団体の人口

（平成十二年度分として交付すべき地方交付税の一部の平成十三年度分における交付）

第三条 平成十二年度分として交付すべき地方交付税については、法附則第四条の規定により算定された平成十二年度分の地方交付税の総額から同年度分に係る法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額と当該合算額の九十四分の六に相当する額に法第二十条の三第二項の規定により同年度の地方交付税の総額に算入された額を加算した額との合計額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない。法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成十三年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

附則（平成十二年二月八日法律第一四八号）抄
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
（地方交付税法の一部改正等）

第四条 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第五条の規定は、平成十三年度分の地方交付税から適用する。

附則（平成十三年三月三〇日法律第九号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十三年度分の地方交付税から適用する。

附則（平成十三年三月三十一日法律第二二号）抄
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
（施行期日）

附則（平成十三年六月二九日法律第九号）抄
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成十三年一月二六日法律第一二二号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年三月三十一日法律第一八号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十四年度分の地方交付税から適用する。

附則（平成十四年七月二二日法律第八八号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成十四年七月三十一日法律第九八号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（施行期日）

附則（平成十五年二月五日法律第一号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年三月三十一日法律第九号）抄
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第一条中地方税法目次の改正規定（「／第二款 課税標準及び税率（第七十二条の十二）第七十二条の二十三の四）／第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収（第七十二条の二十四）第七十二条の六十五）を「／第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等（第七十二条の十二）第七十二条の四十九の六）／第三款 個人の事業税に係る課税標準及び税率等（第七十二条の四十九の七）第七十二条の六十五）」に改める部分を除く。）

同法第二十三条の改正規定（同法第一項第四号、第四号の三及び第四号の四に係る部分を除く。）

同法第二十四条第一項及び第二項の改正規定（「国外公募投資信託等の配当等」を「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」に改める部分に限る。）

同法第二十六条、第三十二条、第三十四条第一項及び第三十七条の二の改正規定、同法第七十一条の八の改正規定、同法第二章第一節に二款を加える改正規定、同法第三百十三條、第三百十四條の二第一項及び第三百十四條の七の改正規定、同法第七百三十四條第三項、附則第三條の二第一項、附則第三條の三及び附則第五條の二第一項、同法第六條及び第三十三條の三の改正規定、同法附則第三十四條の改正規定（同法第一項に係る部分を除く。）

同法附則第三十五條の二の改正規定（同法第二号に係る部分を除く。）

同法附則第三十五條の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五條の四第一項、第三十五條の五第一号、第十四條の九及び第十六條の四第二項の改正規定、同法第十七條の五第三項の改正規定（「の決定」の下に「第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人に対して課する事業税」を加える部分に限る。）

同法第十九條の九第二項及び第二十条の九の三第五項の改正規定、同法第七十二条の二を同法第七十二条の二とする改正規定、同法第七十二条の二の二とする改正規定、同法第七十二条の二とし、同法第二章第二節第一款中同法の前一条を加える改正規定、同法第七十二条の三の改正規定（同法第一

項第四号の三の改正規定（「第四項第三号」を「第五項第三号」に改める部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

同法第七十二条の三の改正規定（「第七十二条の三」を加える部分に限る。）

一項の改正規定（又は同法）を、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二項第十一項に規定する加入者保護信託又は法人税法に改める部分に限る。）を除く。）同法第七十二条の四第一項第三号の改正規定（「労働福祉事業団」を削る部分に限る。）同法第七十二条の五第一項第六号の改正規定（「通信・放送機構」を削る部分に限る。）同項第四号の改正規定（第七十二条の十四第一項及び第七十二条の二十四第四項を「第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の二十四の七第六項」に改める部分に限る。）同法第七十二条の五の二から第七十二条の八までの改正規定、同法第二章第二節第二款の款名の改正規定、同法第七十二条の十二並びに第七十二条の十三第六項及び第二十四項の改正規定、同法第二章第二節第三款の款名及び第七十二条の二十四を削る改正規定、同法第七十二条の二十三の四の改正規定、同法第七十二条の二十四の十一とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の二十三の三の改正規定、同法第七十二条の二十四の十とする改正規定、同法第七十二条の二十三の二の改正規定、同法第七十二条の二十四の九とする改正規定、同法第七十二条の二十三の改正規定、同法第七十二条の二十四の八とする改正規定、同法第七十二条の二十二の改正規定（同法第四項の改正規定（同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とする部分に限る。）を除く。）同法第七十二条の二十四の七とする改正規定、同法第七十二条の二十一を削る改正規定、同法第七十二条の二十の改正規定、同法第七十二条の二十四の五とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の十九の改正規定、同法第七十二条の十四の改正規定（同法第一項の改正規定（第五十七号第十項及び第七十一項、第五十八号第五項）を「第五十七号第八項及び第九項、第五十八号第六項」に改める部分、「第五十八号、第六十四号の四十三」を「及び第六十八号の四十

三」に改める部分及び「及び第六十八号の六十」を削る部分に限る。）及び同法第二項の改正規定を除く。）同法第七十二条の二十三とし、同法第七十二条の十三の次に九条を加える改正規定、同法第七十二条の二十五の改正規定、同法第七十二条の二十六の改正規定（同法第一項の改正規定（相当する額の事業税」の下に「次項及び第三項において「予定申告に係る事業税額」という。）を加える部分に限る。）並びに同法第二項及び第三項の改正規定を除く。）同法第七十二条の二十八から第七十二条の三十一まで、第七十二条の三十三から第七十二条の三十四まで、第七十二条の三十七及び第七十二条の三十八の改正規定、同法第七十二条の三十九から第七十二条の四十一までの改正規定、同法第七十二条の四十一までの改正規定、同法第七十二条の四十二の改正規定、同法第七十二条の四十三の改正規定（同法第二項の改正規定を除く。）同法第七十二条の四十四から第七十二条の四十六まで、第七十二条の四十八及び第七十二条の四十九の改正規定、同法第七十二条の五、款名及び八条を加える改正規定、同法第七十二条の五十一項、第七十二条の五十四第七十二項、第七十二条の五十五、第七十二条の五十九、第七十二条の六十、第七十二条の六十二から第七十二条の六十四まで、第七十二条の七十一、第七十二条の八十七及び第七十三号の四第一項第十三号の改正規定、同法第七十二条の四十一の改正規定（同項第三十五号に係る部分に限る。）同法第三百四十八号第二項第二号の四及び第十六号の改正規定、同法第七十二条の四十九の改正規定（同項第三十九号に係る部分に限る。）同法第三百四十九号の三第四十号の改正規定（「通信・放送機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める部分に限る。）同法第四百四十七号第一項及び附則第三条の二第二項の改正規定、同法附則第九号第一項の改正規定（平成十五年三月三十一日）を「平成十七年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同法第二項の改正規定（「第七十二条の十四第八項第一号」を「第七十二条の二十四の二第二項第一号」に改める部分に限る。）同法附則第九号の二、第九号の五及び第十二号の三第一項の改正規定、同法第三項の改正規定（「エネルギーの使用の

合理化に関する法律」の下に「昭和五十四年法律第四十九号」を加える部分及び「附則第三十二条第六項」を「附則第三十二条第七項」に改める部分を除く。）並びに同法附則第四十条第十項の改正規定並びに次条第二項、附則第四十条第一項、第四項、第六項及び第七項、第五号、第九号並びに第十一条第三項の規定、附則第二十九号の規定（地方交付税法第十四条第二項の改正規定に限る。）、附則第三十一条及び第三十二条の規定、附則第三十七号の規定（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項及び第三項の改正規定に限る。）並びに附則第三十八号第二項の規定、平成十六年四月一日（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 前条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条において「新地方交付税法」という。）第十四条第三項の表道府県の項第一号（株式等譲渡所得割に係る部分を除く。）及び同表市町村の項第七号の規定並びに新地方交付税法附則第八号の二の規定は、平成十五年度分の基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成十五年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、新地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項第一号中「前年度の配当割の課税標準等の額」とあるのは「当該年度の配当割の課税標準等の額」として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第七号中「当該年度において」とあるのは「新増設事業所床面積を除き、当該年度において」とする。

3 新地方交付税法第十四条第一項、第二項並びに第三項の表道府県の項第一号（株式等譲渡所得割に係る部分に限る。）並びに同表市町村の項第九号及び第十号の規定は、平成十六年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

4 平成十六年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、新地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項第一号中「前年度の株式等譲渡所得割の課税標準等の額」とあるのは「当該年度の株式等譲渡所得割の課税標準等の額」として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第九号中「前年度の配当割交付金の交付額」とあるのは「当該年度の配当割交付金の交付見込額」として総務大臣が定める額」と、「前年度の株式等譲渡所得割交付金の交付額」とあるのは「当該年度の株式等譲渡所得割交付金の交付見込額」として総務大臣が定める額」とする。

交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成十五年三月三十一日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五号第六項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

第二条 地方交付税法の一部改正に伴う経過措置（地方交付税法の改正による改正後の地方交付税法の規定は、平成十五年度分の地方交付税から適用する。この場合において、同法附則第八号の規定は、同年度以降の年度分に係る同法に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額について適用し、平成十二年度分、平成十三年度分及び平成十四年度分に係る第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第八号に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額については、なお従前の例による。）

第五条 平成十五年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額、同法第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額（都にあっては当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額（以下この項において「平成十五年度減税調整額」という。）を控除した額）の百分の七十五の額、市町村にあっては第二号に掲げる額（特別区にあっては当該額に平成十五年度減税調整額を加算した額）の百分の七十五の額を加算した額とする。

イ 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十五年度の減収見込額

一 イから二までに掲げる額の合算額（都にあっては、当該合算額に特別区に係る第二号イからハまでに掲げる額の合算額を加算した額）からホ及びへに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

- イ 所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十五年年度の減収見込額
 - ロ 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十五年年度の減収見込額
 - ハ 地方税法等改正法の施行による事業所税の平成十五年年度の減収見込額
 - ニ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税等改正法の平成十五年年度の減収見込額
 - ホ 地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の平成十五年年度の増収見込額
 - ヘ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金の平成十五年年度の増収見込額
- 前項第一号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という。)は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 道府県民	当該道府県の区域内に事務所又は税の法人税割事業所を有する法人に係る前年度分の法人税割の課税標準等の額
二 法人の行当	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業所の課税標準等の数値
三 不動産取	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額
四 道府県たばこ税	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量
五 ゴルフ場	当該道府県に所在するゴルフ場の延利用人員
六 自動車取	前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車の取得件数

3 第一項第二号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という。)は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 市町村民税	当該市町村の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の法人税割の課税標準等の額
二 市町村たばこ税	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量
三 特別土地保有税	前三年度における特別土地保有税の課税標準額
四 事業所税	前三年度における事業所税の課税標準額
五 ゴルフ場	当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員
六 自動車取	前年度の自動車取得税交付金の交付額

4 平成十五年年度に新たに指定された地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対して交付すべき同年度分の普通交付税の額を算定する場合において、前項に規定する減収見込額の算定の基礎となることのできず又は適当でない認められるときは、当該算定の基礎について、総務省令で特例を設けることができる。

5 平成十五年年度分の地方交付税に限り、都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「たばこ税調整額」というのの百分の七十五に相当する額」とあるのは「たばこ税調整額」というのの百分の七十五に相当する額及び都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第十号)以下この項において「平成十五年地方交付税法等改正法」という。附則第五條第一項第一号ホに掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率(以下この項において「平成十五年度減税都区調整率」という。)を乗じて得た額(以下この項において「平成十五年度減税たばこ税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十五年地方交付税法等改正法第五條第一項第一号ヘに掲げる額に平成十五年度減税都区調整率を乗じて得た額(以下この項において「平成十五年度減税自動車取得税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十五年度減税自動車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

6 平成十五年年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条によつて読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「交付金調整額」とあるのは、「交付金調整額並びに都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第十号) 附則第五條第一項第一号ホに掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額及び都に係る同号へに掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

附則(平成一六年三月三十一日法律第一七号)抄

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(施行期日)

第二十八條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第三項の表道府県の項第十二号の規定は、平成十七年度分の基準財政収入額の算定から適用する。

附則(平成一六年三月三十一日法律第一八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十六年度分の地方交付税から適用する。

(平成十六年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第五條 平成十六年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額(都にあっては、当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額(以下この項において「平成十六年度減税減収調整額」という。)を控除した額)の百分の七十五の額、市町村にあっては第二号に掲げる額(特別区にあっては、当該額に平成十六年度減税減収調整額を加算した額)の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからホまでに掲げる額の合算額(都にあっては、当該合算額に特別区に係る次号ロからホまでに掲げる額の合算額を加算した額)からヘからチまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号)以下この項において「地方税法等改正法」という。)の施行による個人の道府県民税の所得割の平成十六年度の減収見込額

ロ 所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)以下この項において「所得税法等改正法」という。)の施行による

- る法人の道府県民税の法人税割の平成十六年度の減収見込額
- ハ 所得税法等改正法及び地方税法等改正法の施行による法人の事業税の平成十六年度の減収見込額
- 二 地方税法等改正法の施行による不動産取得税の平成十六年度の減収見込額
- ホ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十六年度の減収見込額(地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金の平成十六年度の増収見込額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の減少見込額を除く。)
- ヘ 所得税法等改正法の施行による地方消費税の譲渡割及び貨物割の平成十六年度の増収見込額(所得税法等改正法第七十二条の地方消費税交付金(地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)
- ト 地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十六年度の増収見込額
- チ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十六年度の増収見込額(地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金(地方税法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)
- ニ イからヘまでに掲げる額の合算額(特別区にあつては、イ及びヘに掲げる額の合算額)からトからヒまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
- イ 地方税法等改正法の施行による個人の市町村民税の所得割の平成十六年度の減収見込額
- ロ 所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十六年度の減収見込額
- ハ 地方税法等改正法の施行による償却資産に対して課する固定資産税の平成十六年度の減収見込額

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額
二 道府県民税の法人税割	前年度分の法人税割の課税標準等の額
三 法人の行う事業に係る前年度分の事業税	業に対する事業税の課税標準等の数値
四 地方消費税の譲渡割及び貨物割	譲渡割及び貨物割課税標準等の額
五 不動産取得税	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額
六 道府県たばこ税	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量
七 ゴルフ場利用	税標準数量
八 自動車取得税	前年度中の自動車の取得件数
三	第一項第二号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という。)は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。
収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 市町村民	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額
二 市町村民	前年度分の法人税割の課税標準等の額
三 償却資産	地方税法第三百八十九条の規定に對して課する総務大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分する償却資産に係る当該配分額
四 市町村たばこ税	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量
五 特別土地保有税	平成十二年度から平成十四年度までの各年度における特別土地保有税の課税標準額
六 事業所税	前三年度における事業所税の課税標準額
七 地方消費税	前年度の地方消費税交付金の交付税交付金
八 ゴルフ場	ゴルフ場の延利用人員
九 自動車取	前年度における自動車取得税交付金の交付額
四	平成十六年度分の地方交付税に限り、都及び特別区に係る普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「地方消費税交付金」という。の交付見込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは、「地方消費税交付金」という。の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第十八号。以下この項において「平成十六年地方交付税法等改正法」という。)附則第五条第一項第一号へに掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率(以下この項において「平成十六年度減税都区調整率」という。)を乗じて得た額(以下この項において「平成十六年度減税地方消費税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額」と、たばこ税調整額」という。の百分の七十五に相当する額」とあるのは、「たばこ税調整額」という。の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十六年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一号トに掲げる額に平成十六年度減税都区調整率を乗じて得た額(以下この項において「平成十六年度減税たばこ税調整額」という。の百分の七十五に相当する額の合算額」と

と、「自動車取得税交付金」という。の交付見込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは「自動車取得税交付金」という。の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る同号チに掲げる額に平成十六年度減税都区調整率を乗じて得た額(以下この項において「平成十六年度減税自動車取得税調整額」という。の百分の七十五に相当する額の合算額」と、たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十六年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額の合算額」と、「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは、「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十六年度減税地方消費税調整額の百分の七十五の額を加算した額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十六年度減税自動車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

5 平成十六年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条によつて読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「及び交付金調整額」とあるのは、「、同項に規定する交付金調整額、都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第十八号)附則第五条第一項第一号へに掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額、都に係る同号トに掲げる額に当該率を乗じて得た額及び都に係る同号チに掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

附則(平成一六年五月二六日法律第五九号)抄
 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
 附則(平成一六年五月二八日法律第六一号)抄
 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
 附則(平成一七年三月三十一日法律第一二号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定及び第四条(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の改正規定に限る。)の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の規定は、平成十七年度分の地方交付税から適用する。

第五条 平成十七年度分の地方交付税における各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によって算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額(都にあっては、当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額(以下この項において「平成十七年度減税調整額」という。)を控除した額)の百分の七十五の額、市町村にあっては第二号に掲げる額(特別区にあっては、当該額に平成十七年度減税調整額を加算した額)の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イから二までに掲げる額の合算額(都にあっては、当該合算額に特別区に係る次号イから二までに掲げる額の合算額を加算した額)からホからチまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十七年度の減収見込額

ロ 所得税法等改正法及び地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号。以下この項において「地方税法等改正法」という。)の施行による法人の事業税の平成十七年度の減収見込額

ハ 地方税法等改正法の施行による不動産取得税の平成十七年度の減収見込額

ニ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十七年度の減収見込額(地方税法等改正法の施行によるゴルフ場交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二

百二十六号)第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の減少見込額を除く。)

ホ 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税の所得割の平成十七年度の増収見込額

ヘ 所得税法等改正法の施行による地方消費税の譲渡税及び貨物税の平成十七年度の増収見込額(所得税法等改正法の施行による地方消費税交付金(地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)

ト 地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十七年度の増収見込額

チ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十七年度の増収見込額(地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金(地方税法第六十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)

ニ イからホまでに掲げる額の合算額(特別区にあっては、ホに掲げる額)からヘからリまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十七年度の減収見込額

ロ 地方税法等改正法の施行による償却資産に対する課する固定資産税の平成十七年度の減収見込額

ハ 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十七年度の減収見込額

ニ 地方税法等改正法の施行による事業所税の平成十七年度の減収見込額

ホ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金の平成十七年度の減収見込額

ヘ 地方税法等改正法の施行による個人の市町村民税の所得割の平成十七年度の増収見込額

ト 地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の平成十七年度の増収見込額

チ 所得税法等改正法の施行による地方消費税交付金の平成十七年度の増収見込額

リ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金の平成十七年度の増収見込額

二 前項第一号に掲げる額は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

一 道府県民税の前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額

二 道府県民税の前年度分の法人税割の課税標準等の額

三 法人の行う事業法人に係る前年度分の事業税業に対する事業税の課税標準等の数値

四 地方消費税の前年度の譲渡税及び貨物税の譲渡税及び貨物税の課税標準等の額

五 不動産取得税前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額

六 道府県たばこ税の前年度の道府県たばこ税の課税標準数量

七 ゴルフ場利用税の前年度の延利用人員

八 自動車取得税前年度中の自動車の取得件数

三 第一項第二号に掲げる額は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

一 市町村民の前年度分の所得割の課税の基礎と税の所得割 標準等の額

二 市町村民の前年度分の法人税割の課税標準等の額

三 償却資産地方税法第三百八十九条の規定に對して課すより総務大臣又は都道府県知事が固定資産税 価格を決定し、決定した価格を配分する償却資産に係る当該配分額

四 市町村たばこ税の課税標準数量

六 事業所税 前三年度における事業所税の課税標準額

七 地方消費税 前年度の地方消費税交付金の交付税交付金 額

八 ゴルフ場ゴルフ場の延利用人員

九 自動車取得税 前年度における自動車取得税交付金 金の交付額

四 平成十七年度に新たに指定された地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対して交付すべき同年度分の普通交付税の額を算定する場合において、前項に規定する算定の基礎にすることができず又は適当でない認められるときは、当該算定の基礎について、総務省令で特例を設けることができる。

五 平成十七年度分の地方交付税における都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「軽油引取税の収入見込額」とあるのは、「軽油引取税の収入見込額(都の所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した都の所得割の収入見込額から都に係る地方交付税法の一部を改正する法律(平成十七年法律第十二号。以下この項において「平成十七年地方交付税法等改正法」という。)附則第五条第一項第一号ホに掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率(以下この項において「平成十七年度減税調整率」という。)を乗じて得た額(以下この項において「平成十七年度減税所得割調整額」という。)の百分の七十五に相当する額を控除した額」とし、「地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは、「地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十七年地方交付税法等改正法附則第五条第一号へに掲げる額に平成十七年度減税調整率を乗じて得た額(以下この項において「平成十七年度減税地方消費税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額の合算額」とし、「たばこ税調整額」とあるのは「たばこ税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十七

五 平成十七年度から平成十四年度までの各年度における特別土地保有税の課税標準額

五 特別土地保有税 平成十二年度から平成十四年度までの各年度における特別土地保有税の課税標準額

五 特別土地保有税 平成十二年度から平成十四年度までの各年度における特別土地保有税の課税標準額

五 特別土地保有税 平成十二年度から平成十四年度までの各年度における特別土地保有税の課税標準額

五 特別土地保有税 平成十二年度から平成十四年度までの各年度における特別土地保有税の課税標準額

部分に限る。)及び同条第九項第四号の改正規定を除く。)、第七十二条の二の二を第七十二条の二の三とし、第七十二条の二の次に一條を加える改正規定、第七十二条の三、第七十二条の五第一項第五号、第七十二条の十二及び第七十二条の十三の見出しの改正規定、同条第二十六項から第三十一項までを削る改正規定、第七十二条の二十三の見出しの改正規定、同条第七項を削る改正規定、第七十二条の二十四、第七十二条の二十四の二、第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の六から第七十二条の二十四の八まで、第七十二条の二十四の十一第一項及び第二項、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九第一項及び第二項、第七十二条の三十第二項、第七十二条の三十三第三項、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十四、第七十二条の三十七第一項、第七十二条の三十八第一項、第七十二条の三十九、第七十二条の四十第一項、第七十二条の四十一、第七十二条の四十八、第七十二条の四十九の三第一項、第七十二条の四十九の八第一項、第七十二条の五十一第一項、第二章第二節第五款の款名、第七十二条の七十一、第七十二条の七十二、第七十二条の七十八第一項並びに第七十二条の八十の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、第七十三条の七第四号及び第五号、第二百九十二条第一項第四号並びに第二百九十四条の改正規定、第二百九十四条の二を第二百九十四条の二の二とし、第二百九十四条の次に一條を加える改正規定、第二百九十四条の三、第二百九十四条の四、第二百九十六条、第三百二十二条第三項第一号及び第三百二十一条の八第一項の改正規定、同条第十五項の改正規定、(「第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項」を「第四十二条の六第五項、第四十二条の七第五項」に、「第四十二条の十第六項若しくは第七項、第四十二条の十一第六項若しくは第七項」を「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」に、「個別帰属特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改める部分を除く。)、同条第十八項、第二十五項、第二十九項、第三十二項及び第三十四項、第三百二十一条の十一第五項、第三章

第一節第七款の款名、第三百三十五条、第三百四十三条第八項並びに第六百九十九条の四第二項の改正規定並びに第七百三十四条第三項の改正規定(「第四十三項」を「第四十四項」に改める部分を除く。))並びに附則第三条の二の二の次に一條を加える改正規定、附則第五条及び第八条の四の改正規定、附則第九条第十項の改正規定(「第七十二条の十二第三号」を「第七十二条の十二第二号」に改める部分に限る。)、同条第十二項の改正規定、附則第九条の二の改正規定(同条第一項を削る改正規定、同条第二項の改正規定(「附則第九条の二第二項」を「附則第九条の二」に改める部分に限る。))及び同項を同条とする改正規定を除く。))並びに附則第九条の三の次に一條を加える改正規定並びに附則第十二条及び第十五条から第十七条までの規定、信託法(平成十八年法律第八号)の施行の日

附則(平成一九年三月三〇日法律第六号)抄

第一条(施行期日) この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から六まで 略
- 七 次に掲げる規定、信託法(平成十八年法律第八号)の施行の日
- ル 第十二条中租税特別措置法の目次の改正規定(「第一条・第二条」を「第一条」第二条の二に改める部分及び「第八十六条の六」を「第八十六条の五」に改める部分に限る。)、同法第二条の改正規定、同法第一章中同条の次に一條を加える改正規定、同法第三条の二の改正規定(「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に改め、「規定する配当等」の下に「(同項に規定する剰余金の配当を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第三条の三第五項の改正規定、同法第六条第三項の改正規定、同法第八条の二第一項の改正規定(「配当等」を「剰余金の配当」に改める部分及び同項第二号中「第二百三十条第四号」を「第二百三十条第一項第四号」に改める部分に限る。)、同法第八条の三第一項の改正規定(「受益証券」を「受益権」に改め

る部分を除く。)、同条第二項の改正規定(「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。)、同条第五項の改正規定、同法第九条第一項の改正規定(同項第一号中「受益証券」を「受益権」に、「第二号第二十八項」を「第二号第二十二項」に改める部分、同項第二号中「受益証券」を「受益権」に、「受益証券」を「受益権」に改める部分、同項第四号に係る部分及び同項第八号に係る部分を除く。)、同条第三項の改正規定、同法第九条の二第四項の改正規定、同法第九条の四第一項の改正規定(「特定目的信託」を「若しくは特定受益証券発行信託の受益権、社債的受益権」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定(「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。)、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一條を加える改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第九条の五の次に一項の改正規定、同法第二十八条の四の改正規定、同法第三十二条第二項の改正規定(同項第二号中「第二号第十九項」を「第二号第十二項」に改める部分及び「第二号第二十一項」を「第二号第十四項」に改める部分を除く。)、同法第三十七条の十第二項第六号の改正規定、同条第三項第一号の改正規定(「法人の合併」の下に「(法人課税信託に係る信託の併合を含む。以下この号において同じ。)」を加える部分及び「合併法人」の下に「(信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。)」を加える部分に限る。)、同項第二号の改正規定(「又は出資以外の」を「若しくは出資又は分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式若しくは出資のいずれか一方の株式又は出資以外の」に改める部分及び「されたものに限る」を「されなかつたものを除く」に改める部分を除く。)、同項第三号の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第三十七条の十一第一項の改正規定(同項中「同条第四項」を「同項第五号」に改め、「株式等証券投資信託」の下に「(第三条の二に

規定する特定株式投資信託を除く。))を加える部分及び同項第四号に係る部分に限る。)、同法第三十七条の十四第一項第三号の改正規定、同法第三十九条第一項の改正規定、同法第四十条の四第二項第三号の改正規定(「株式等」を「株式等の数」に改める部分を除く。)、同条第四項第一号の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同法第四十条の五の改正規定、同法第二章第四節の二第二款の改正規定、同法第四十一条の四の二(見出しを含む。))の改正規定、同法第四十一条の九第四項の改正規定、同法第四十一条の十二第四項の改正規定、同法第四十二条の四第十一項第四号及び第七号並びに第十四項の改正規定、同法第四十二条の五の改正規定(同条第四項に係る部分及び同条第八項中「第二号第三十一号の三」を「第二号第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の六第五項の改正規定(「第二号第三十一号の三」を「第二号第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第十項の改正規定(「第二号第三十一号の三」を「第二号第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第十項の改正規定、同条第六項の改正規定、同法第四十二条の十第五項の改正規定(「第二号第三十一号の三」を「第二号第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第十項の改正規定(「第二号第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の三を「第二号第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第五十二条の二第二項の改正規定(「第二号第三十一号の三」を「第二号第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第五十二条の三第二項の改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定(「第九十二条」を「第九十二条第一項」に改める部分に限る。)

という。)第十四条の規定は、平成二十一年度分の地方交付税から適用し、平成二十年度までの地方交付税については、なお従前の例による。

2 平成二十一年度分の地方交付税に限り、附則第三十三条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三十九条の規定により読み替えられた新地方交付税法第十四条の規定の適用については、同条第一項中「当該道府県の普通税(法定外普通税を除く。)」とあるのは「当該道府県の普通税(法定外普通税を除き、自動車取得税及び軽油引取税にあつては、それぞれ地方税法等)の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「旧法」という。))の規定による自動車取得税及び軽油引取税を含むものとする。」と、「(以下「自動車取得税交付金」という。)」とあるのは「(旧法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金を含む。以下「自動車取得税交付金」という。)」と、「(以下「軽油引取税交付金」という。)」とあるのは「(旧法第七百零四の四十九第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金を含む。以下「軽油引取税交付金」という。)」と、「航空機燃料譲与税」とあるのは「航空機燃料譲与税並びに地方道路譲与税」と、同条第三項の表道府県の項中「前年度の地方揮発油譲与税の譲与額」とあるのは「平成二十一年度分の地方揮発油譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額」と

十五 航空機燃料前年度の航空機燃料譲与税の譲与額	とあるのは	「航空機燃料譲与税」とあるのは「航空機燃料譲与税並びに地方道路譲与税」と、同条第三項の表道府県の項中「前年度の地方揮発油譲与税の譲与額」とあるのは「平成二十一年度分の地方揮発油譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額」と
十五の二 地方道路譲与	譲与税の見込額として	総務省令で定めるところにより算定した額
とあるのは	「前年度の地方揮発油譲与税の譲与額」とあるのは	「平成二十一年度

分の地方揮発油譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額」と

十九 航空機燃料前年度の航空機燃料譲与税の譲与額	とあるのは	「航空機燃料譲与税」とあるのは「航空機燃料譲与税並びに地方道路譲与税」と、同条第三項の表道府県の項中「前年度の地方揮発油譲与税の譲与額」とあるのは「平成二十一年度分の地方揮発油譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額」と
十九の二 地方道路譲与	譲与税の見込額として	総務省令で定めるところにより算定した額
とあるのは	「前年度の地方揮発油譲与税の譲与額」とあるのは	「平成二十一年度

3 平成二十二年分地方交付税に限り、附則第三十三条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた新地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十三号の二及び市町村の項第十五号中「地方揮発油譲与税の譲与額」とあるのは、「地方揮発油譲与税の譲与額と前年度の地方道路譲与税の譲与額との合算額」とする。

〇号)抄

附則(平成二十二年三月三十一日法律第一〇号)抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十一年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則(平成二十二年六月二四日法律第五七号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二十二年二月三日法律第一号)抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

〇号)抄

附則(平成二十二年三月三十一日法律第五七号)抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十二年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則(平成二十二年三月三十一日法律第五七号)抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十二年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則(平成二十二年三月三十一日法律第四〇号)抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

第二条 第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十二年三月三十一日法律第五七号)抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十二年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

第三条 平成二十二年分地方交付税に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	測定単位費用	単位
道府県	円	一人につき
市町村	円	一人につき
活用臨時特例費	円	一、〇七〇
活用臨時特例費	円	八三五

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	単位

附則(平成二十二年三月三十一日法律第一二号)抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項及び別表第一の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則(平成二十二年二月三日法律第六三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(平成二十一年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例)

第二条 平成二十二年分として交付すべき地方交付税については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」という。))第六十二条の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十三年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十二年分地方交付税の総額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十二年分地方交付税の第十條第二項本文の規定により各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ イに規定する合算額の九十四分の六に相當する額に新法第二十条の三第二項の規定により平成二十二年分地方交付税の総額に算入された額を加算した額

附則(平成二十二年三月三十一日法律第五七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下この条において「新地方交付税法」という。))の規定は、平成二十三年度分の地方交付税から適用し、平成二十二年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

2 平成二十三年度から平成二十七年分までの各年度分の地方交付税に限り、新地方交付税法第六條の二第二項及び第三項並びに第十五條第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六條の二第二項中「百分の九十六」とあるのは

附則(平成二十二年三月三十一日法律第五七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下この条において「新地方交付税法」という。))の規定は、平成二十三年度分の地方交付税から適用し、平成二十二年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

2 平成二十三年度から平成二十七年分までの各年度分の地方交付税に限り、新地方交付税法第六條の二第二項及び第三項並びに第十五條第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六條の二第二項中「百分の九十六」とあるのは

「百分の九十四」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、新地方交付税法第十五条第二項中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。

附則（平成二十三年五月二日法律第三五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十三年六月二日法律第七四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二十三年八月三日法律第八三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年八月三日法律第一〇五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 第十四条（地方自治法別表第一の地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の項の改正規定に限る）、第十五条及び第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十四条、第八十五条、第八十六条、第九十四条、第九十九条（公害の防止に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）附則第一条第二項ただし書の改正規定（許可を得たもの）の下に「発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたもの」のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる」と認められるものを含む。）を加える部分に限る。）に限る。）及び第二百一十三条第一項の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年二月二日法律第一一六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第一八〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十四年度分の地方交付税から適用し、平成二十三年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則（平成二十四年八月二日法律第六九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第四条の規定並びに附則第十六条、第二十条及び第二十三条の規定（平成三十一年四月一日）
三 略
四 第五条の規定並びに附則第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定（令和二年四月一日）

（第三条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第十五条 第三条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年分までの地方交付税から適用し、平成二十五年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（第四条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第十六条 第四条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和元年度分の地方交付税から適用し、平成三十年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（第五条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第十七条 第五条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和二年度分の地方交付税から適用し、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十五年三月六日法律第一〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十五年分における交付税の総額のうち第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十五年分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができ

る。この場合における平成二十四年度における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号に規定する平成二十四年度当初通常収支交付税額及び四千九百九十九万五千円を控除した額を普通交付税として交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十四年度分の地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十四年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ 平成二十四年度当初通常収支交付税額（平成二十四年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額から第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千四百九十億二千九百七十八万九千円を控除した額及び東日本大震災に對処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年

法律第四十一号）第五条の規定に基づき平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び四千九百九十九万五千円を加算した額

附則（平成二十五年三月三〇日法律第四四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十五年分までの地方交付税から適用し、平成二十四年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第三条 平成二十五年年度に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類
測定単位費用

道府県
地域の元気づくり人口
円
一人につき
五二八

市町村
地域の元気づくり人口
円
一人につき
二六二

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十五年分までの地方交付税から適用し、平成二十四年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

地方団体の種類	測定単位費用
道府県	地域の元気づくり人口 円 一人につき 五二八
市町村	地域の元気づくり人口 円 一人につき 二六二

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単	測定単位の数値の算定の基礎	表示
人口	官報で公示された最近の国勢調査の人口	単位
結果による当該地方団体の人口		人

附則（平成二六年二月一七日法律第二号）

1 この法律は、公布の日から施行する。
（平成二五年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二六年度における交付等）

2 平成二五年度分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律の規定による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二五年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないので、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二六年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合における平成二五年度における地方交付税の交付については、新法附則第十一条に規定する平成二五年度当初通常収支交付税額を控除した額を普通交付税として交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二五年度分の地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二五年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二五年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ 平成二五年度当初通常収支交付税額（平成二五年度分の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六千五百十三億二千四百二十二万二千円を控除した額及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二五年度分として交付すべき地方

交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

附則（平成二六年三月三十一日法律第五号）抄

第一条 この法律は、平成二六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四条及び第六条の規定は、平成二六年十月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二六年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

第三条 平成二六年度分の地方交付税に係る地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

第四条 第二条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二六年度分の地方交付税から適用する。

附則（平成二七年二月二日法律第一号）

1 この法律は、公布の日から施行する。
（平成二六年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二七年度における交付等）

2 平成二六年度分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律の規定による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二六年度震災復興特別交付税額以外の額については、

第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないので、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合における平成二六年度における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号に規定する平成二六年度当初通常収支交付税額を控除した額を普通交付税として交付することができる。

第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないので、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合における平成二六年度における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号に規定する平成二六年度当初通常収支交付税額を控除した額を普通交付税として交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二六年度分の地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二六年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二六年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ 平成二六年度当初通常収支交付税額（平成二六年度分の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千七百二十三億三千二百二十一万五千円を控除した額及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二六年法律第二号）附則第二項の規定に基づき平成二六年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

附則（平成二七年三月三十一日法律第二号）抄

第一条 この法律は、平成二七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則

第一条 第二号の改正規定（平成二七年四月一日）を「平成二九年四月一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第四号及び第六号の改正規定、同法附則第十三条第二項の改正規定並びに同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定 公布の日
（政令への委任）

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二七年三月三十一日法律第三号）抄

第一条 この法律は、平成二七年四月一日から施行する。
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二七年度分の地方交付税から適用し、平成二六年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

第三条 平成二七年度における基準財政収入額の算定方法の特例

第三条 平成二七年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成二七年九月四日法律第六三号）抄

第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第九百九条並びに第九百九十五条の規定 公布の日（以下「公布日」という。）

収入額の算定については、なお従前の例によ

2 二年新地方交付税法附則第八条の規定は、令
和二年以降の年度分に係る同条に規定する基
準税額等のうち算定過少又は算定過大と認めら
れる額の算定について適用し、平成二十九年
分、平成三十年分及び令和元年度分に係る二
年旧地方交付税法附則第八条に規定する基準
額等のうち算定過少又は算定過大と認められ
る額の算定については、なお従前の例による。

3 令和二年分の地方交付税に係る地方交付税
法第十四条の規定による基準財政収入額の算定
に係る同条第一項及び第三項の規定の適用につ
いては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄
に掲げる字句とする。

第一項	同法第七十地方税法等の一部を改正 二条の七十する等の法律（平成二十 八年法律第十三号。以下 この項において「平成二 十八年地方税法等改正法 」という。）附則第六條第二 項の規定により読み替え られた地方税法第七十二 条の七十六	地方税法第 七十二條の 改正法附則第六條第二 項の規定により読み替え られた地方税法第七十二 条の七十六	第三項の 前年度中 取得見込件数として総務 大臣が定める数	第三項の 並びに前年及び当該市町村の市町村 表市町村の法人事業 税の交付額の 第十條の 算定に用い た当該道府 県の従業者 数及び当該
-----	---	---	--	---

市町村の従業者数

第三項の前年度の環当該年度の環境性能割交
表市町村環境性能割交付金の交付見込額として
の項第十付金の交付総務大臣が定める額

4 令和三年度分の地方交付税に係る地方交付税
法第十四条の規定による基準財政収入額の算定
に係る同条第一項及び第三項の規定の適用につ
いては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄
に掲げる字句とする。

第二項
同法第七十地方税法等の一部を改正する等
十二條の法律（平成二十八年法律第十
七十六
三號。以下この項において「平
成二十八年地方税法等改正法
」という。）附則第六條第三項の規
定により読み替えられた地方税
法第七十二條の七十六

第三項及び前
年度の法
表市町村の
事業税
の交付金の
第十條の
算定に用
いた
市町村の
従業者数
として総務
大臣が定める数並びに当該市町村
の市町村民税の法人税割額

5 令和四年度分の地方交付税に係る地方交付税
法第十四条の規定による基準財政収入額の算定
に係る同条第一項及び第三項の規定の適用につ
いては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄
に掲げる字句とする。

第一項
同法第七十地方税法等の一部を改正する等
七十二條の法律（平成二十八年法律第十
十六
成二十八年地方税法等改正法
」という。）附則第六條第三項の規
定により読み替えられた地方税
法第七十二條の七十六

地方税法第七十地方税法等の一部を改正する等
十二條の法律（平成二十八年法律第十
七十六
三號。以下この項において「平
成二十八年地方税法等改正法
」という。）附則第六條第三項の規
定により読み替えられた地方税
法第七十二條の七十六

地方税法第七十地方税法等の一部を改正する等
十二條の法律（平成二十八年法律第十
七十六
三號。以下この項において「平
成二十八年地方税法等改正法
」という。）附則第六條第三項の規
定により読み替えられた地方税
法第七十二條の七十六

地方税法第七十地方税法等の一部を改正する等
十二條の法律（平成二十八年法律第十
七十六
三號。以下この項において「平
成二十八年地方税法等改正法
」という。）附則第六條第三項の規
定により読み替えられた地方税
法第七十二條の七十六

地方税法第七十地方税法等の一部を改正する等
十二條の法律（平成二十八年法律第十
七十六
三號。以下この項において「平
成二十八年地方税法等改正法
」という。）附則第六條第三項の規
定により読み替えられた地方税
法第七十二條の七十六

地方税法第七十地方税法等の一部を改正する等
十二條の法律（平成二十八年法律第十
七十六
三號。以下この項において「平
成二十八年地方税法等改正法
」という。）附則第六條第三項の規
定により読み替えられた地方税
法第七十二條の七十六

地方税法第七十地方税法等の一部を改正する等
十二條の法律（平成二十八年法律第十
七十六
三號。以下この項において「平
成二十八年地方税法等改正法
」という。）附則第六條第三項の規
定により読み替えられた地方税
法第七十二條の七十六

地方税法第七十地方税法等の一部を改正する等
十二條の法律（平成二十八年法律第十
七十六
三號。以下この項において「平
成二十八年地方税法等改正法
」という。）附則第六條第三項の規
定により読み替えられた地方税
法第七十二條の七十六

地方税法第七十地方税法等の一部を改正する等
十二條の法律（平成二十八年法律第十
七十六
三號。以下この項において「平
成二十八年地方税法等改正法
」という。）附則第六條第三項の規
定により読み替えられた地方税
法第七十二條の七十六

地方税法第七十地方税法等の一部を改正する等
十二條の法律（平成二十八年法律第十
七十六
三號。以下この項において「平
成二十八年地方税法等改正法
」という。）附則第六條第三項の規
定により読み替えられた地方税
法第七十二條の七十六

置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九
条の規定の適用については、同条中「前年度の
地方人特別譲与税の譲与額」とあるのは、「当
該年度の地方人特別譲与税の見込額として総
務大臣が定める額」とする。
（政令への委任）

第六條 附則第二條から前條までに定めるもの
のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措
置は、政令で定める。
附則（平成二八年五月二〇日法律第四
四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二九年四月一日から
施行する。

附則（平成二八年一〇月一九日法律第
七五号）
この法律は、公布の日から施行する。
附則（平成二八年一月二八日法律第
八六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年二月八日法律第一号）
この法律は、公布の日から施行する。
附則（平成二九年三月三十一日法律第三
号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二九年四月一日から
施行する。ただし、第一条中地方交付税法附則
第七條の二の改正規定は、平成三十年四月一日
から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付
税法（以下この条及び次条において「新地方交
付税法」という。）の規定（新地方交付税法附
則第七條の二の規定を除く。）は、平成二十九
年度分の地方交付税から適用し、平成二十八
年度分までの地方交付税については、なお従
前の例による。

2 新地方交付税法附則第七條の二の規定は、平
成三十年度分の地方交付税から適用し、平成二
十九年度分までの地方交付税については、なお
従前の例による。
（平成二十九年度及び平成三十年分における基
準財政収入額の算定方法の特例）
第三条 平成二十九年度分及び平成三十年度分
の地方交付税における各地方団体に對して交付す
べき普通交付税の額の算定に用いる新地方交付

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第一条 この法律は、平成二九年四月一日から
施行する。ただし、第一条中地方交付税法附則
第七條の二の改正規定は、平成三十年四月一日
から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付
税法（以下この条及び次条において「新地方交
付税法」という。）の規定（新地方交付税法附
則第七條の二の規定を除く。）は、平成二十九
年度分の地方交付税から適用し、平成二十八
年度分までの地方交付税については、なお従
前の例による。

税法第十四条の規定による基準財政収入額は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この項において「指定都市」という。）を包括する都道府県にあっては新地方交付税法第十四条第一項の規定により算定した額から当該都道府県の地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金（以下この項において「道府県民税所得割臨時交付金」という。）の交付見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額とし、指定都市にあっては新地方交付税法第十四条第一項の規定により算定した額に当該指定都市の道府県民税所得割臨時交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を加算した額とする。

2 平成二十九年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

3 平成二十九年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十五号中「前年度の自動車重量譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の自動車重量譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成三〇年三月三十一日法律第四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

第二条 地方交付税法の一部改正に伴う経過措置（地方交付税法の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成三十年度分の地方交付税から適用し、平成二十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。）
（平成三十年度における基準財政収入額の算定方法の特例）
第三条 平成三十年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入

額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成三一年三月二九日法律第二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 から八まで 略
九 第六条及び第九条並びに附則第二十二、二十五条及び第三十条第三項の規定 令和十六年四月一日

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置等）
第三十条 前条の規定による改正後の地方交付税法（次項及び第三項において「新地方交付税法」という。）第十四条第一項及び第三項の規定は、令和元年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る前条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 令和元年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十五号中「前年度の自動車重量譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の自動車重量譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

3 令和十六年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十三号中「前年度の地方揮発油譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の地方揮発油譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成三一年三月二九日法律第三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第七条 前条の規定による改正後の地方交付税法（次項において「新地方交付税法」という。）第

十四条第一項及び第三項の規定は、令和元年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る前条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 令和元年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成三一年三月二九日法律第四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二十四条の規定 公布の日
二 附則第二十一条（地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）第四条の三第一項及び第三十条の五の三の改正規定に限る）、第十二条第一項及び第十三条から第十五条までの規定 平成三十二年四月一日

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第十四条 前条の規定による改正後の地方交付税法（次項及び第三項において「新地方交付税法」という。）第十四条第一項及び第三項の規定は、令和元年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、令和元年度分までの地方交付税に係る前条の規定による改正前の地方交付税法（次項において「旧地方交付税法」という。）第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 新地方交付税法附則第八条の規定は、令和二年度以降の年度分に係る同条に規定する基準税額等のうち算定過小又は算定過大と認められる額の算定について適用し、平成二十九年度分、平成三十年度分及び令和元年度分に係る旧地方交付税法附則第八条に規定する基準税額等のうち算定過小又は算定過大と認められる額の算定

については、なお従前の例による。この場合にあっては、平成二十九年度分、平成三十年度分及び令和元年度分に係る同条の規定の適用については、同条中「当該年度以後三年度以内の年度の基準税額等」とあるのは、「当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等（令和二年度以降の年度分においては特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）附則第十三条による改正後の第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別法人事業譲与税に係る同表の基準税額等を含む）」とする。

3 令和二年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成三一年三月二九日法律第五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和元年度分の地方交付税から適用し、平成三十年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（令和元年度における基準財政収入額の算定方法の特例）
第三条 令和元年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

2 この法律の施行の日（附則第五条第二項において「施行日」という。）から地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新地方交付税法附則第七条の四の規定の適用については、同条第一号へ中「平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（次号ホにおいて「平

十二 臨時財 政対策債 償還費	十一 減税補 填償還 費	十 財源対 策債償 還費	九 地方税 減取補 償還費	可された地方債に 係る元利償還金 平成十三年、平千円に 成十四年度及び平千 成十六年度から令 和二年までの各 年度において国の 補正予算等に係る 事業費の財源に充 てるため発行につ いて同意又は許可 を得た地方債の額 地方税の減取補償 のため平成十三年 度から令和二年 までの各年度にお いて特別に発行に ついて同意又は許 可を得た地方債の 額	三四
六〇	五九	五四	六〇		

4 公園費 人口	3 都市計 画費	2 港湾費 港湾における係留 施設の延長	1 道路橋 りよう費	市町 村 一 消防費 人口	十四 国土強 靱化策 費	十三 東日本 大震災 国緊急 防災策 費	十二 臨時財 政対策 債償還 費	可された地方債に 係る元利償還金 平成十三年、平千円に 成十四年度及び平千 成十六年度から令 和二年までの各 年度において国の 補正予算等に係る 事業費の財源に充 てるため発行につ いて同意又は許可 を得た地方債の額 地方税の減取補償 のため平成十三年 度から令和二年 までの各年度にお いて特別に発行に ついて同意又は許 可を得た地方債の 額	三四
一人に五三四	一人に九九四	一人に五、六〇	一人に七〇〇	一人に一一、七〇〇	一人に一一、七〇〇	一人に一一、七〇〇	六〇		

3 保健衛 生費	2 社会福 祉費	1 生活保 護費	4 厚生費 市部人 口	3 高等学 校教職 員数	2 中学校 生徒数	5 下水道 人口	6 その他 人口	1 小学校 児童数	3 教育費	都市公園の面積
一人に八、二〇	一人に二七、〇〇	一人に九、四〇	一人に三〇、〇〇	一人に六、六〇	一人に四二、三〇〇	一人に九、九〇	一人に一一、四〇〇	一人に四四、五〇〇	一人に四、四〇〇	千平方三七、〇〇〇

九 補正予 算償還 費	八 辺地対 策事業 償還費	七 災害復 旧費	3 地域振 興費	2 戸籍住 民基本 帳費	1 総務費 徴税費	3 商工行 政費	2 林野水 産行政 費	1 農業行 政費	5 清掃費 人口	4 高年齢 保健福 祉費
平成十三年から平千円に八〇〇	平成十三年から平千円に八〇〇	平成十三年から平千円に九五〇	一人に七、七〇	一人に一、一〇	一人に一、一〇	一人に一、三〇	一人に四、〇〇	一人に九、三〇	一人に五、一七〇	一人に七三、四〇〇

可された地方債に係る元利償還金 平成十三年度、平千円に 成十四年度及び平千円に 成十六年度から令和 二年度までの各 年度において国の 補正予算等に係る 事業費の財源に充 てるため発行につ いて同意又は許可 を得た地方債の額	十 地方税 減取補填 償償還費 度から令和二年度 までの各年度にお いて特別に発行に ついて同意又は許 可を得た地方債の 額	十一 財源対 策償還 費 各年度の財源対策 のため当該各年度 において発行につ いて同意又は許可 を得た地方債の額	十二 減税補 填償還 費 個人の市町村民税千円に 係る特別減税等 による平成六年度 から平成八年度ま 及び平成十三 年度から平成十八 年度までの各年度 の減取を補填する ため当該各年度に おいて特別に起す ことができること とされた地方債の 額	十三 臨時財 政対策 償還費 臨時財政対策のた ら令和二年度まで の各年度において 特別に起すこと
三三	一八	五二	六〇	六〇

<p>別表第二(第十二条第五項関係)</p> <p>地方団体の測定単 位費用</p> <p>十四 東日本平成二十三年 度から令和二年度ま で 大震災全防の各年度 において 国緊急防の各年度に おいて 災施策等東日本大震 災全国 債償還費 緊急防災施策等に 要する費用に充て るため発行につ いて同意又は許可を 得た地方債の額</p> <p>十五 国土強 化令和元年度及び 令和二年度において 国土強 化施策 債償還費 国土強 化策に 要する費用に充て るため発行につ いて同意又は許可を 得た地方債の額</p>	<p>市町村</p> <p>人口 一人につき 一九、〇〇〇</p> <p>面積 一平方キロメートル につき 二、二七九、〇〇〇</p>	<p>道府県</p> <p>人口 一人につき 九、七七〇</p> <p>面積 一平方キロメートル につき 一、一三二、〇〇〇</p>	<p>円</p>
	<p>円</p>		